

亀岡市環境白書 データ集

平成16年度版

亀岡市環境市民部環境政策課

目 次

第 1 章 大 気

1	大気汚染の長期評価による環境基準達成状況	1
2	大気汚染測定結果（年平均値）の推移	1
3	大気汚染測定結果（年平均値）の推移グラフ	2
4	平成 1 5 年度測定結果	4
5	大気汚染に係る環境基準等	5

第 2 章 水 質

6	市内河川の B O D 年間平均値	7
7	河川別水質測定結果の推移	9
8	河川水質測定結果（重金属）の推移	2 7
9	水質汚濁に係る環境基準等	2 8

第 3 章 騒 音

1 0	騒音規制法に基づく特定施設届出状況	3 1
1 1	騒音規制法に基づく特定建設作業の届出状況	3 2
1 2	京都府環境を守り育てる条例に基づく特定施設届出状況 ..	3 3
1 3	騒音測定における環境基準達成状況	3 4
1 4	環境騒音測定結果	3 6
1 5	自動車交通騒音測定結果	3 9
1 6	騒音に係る環境基準	4 1
1 7	騒音規制法に基づく規制基準等	4 2
1 8	夜間営業等の騒音の制限	4 4
1 9	商業宣伝を目的とした拡声機の使用の制限	4 5

第4章 振 動

2 0	振動規制法に基づく特定施設届出状況	4 6
2 1	振動規制法に基づく特定建設作業の届出状況	4 6
2 2	京都府環境を守り育てる条例に基づく特定施設届出状況 ..	4 7
2 3	振動規制法に基づく規制基準等	4 8

第5章 悪臭

2 4	京都府環境を守り育てる条例に基づく届出状況	5 0
2 5	悪臭防止法による規制基準	5 0

第6章 ダイオキシン

2 5	大気中におけるダイオキシン調査結果	5 2
2 6	公共水域の水質におけるダイオキシン調査結果	5 2
2 7	地下水質におけるダイオキシン調査結果	5 3
2 8	亀岡市ごみ焼却施設の排ガス中ダイオキシン類濃度	5 3
2 9	ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準 ...	5 4
3 0	廃棄物焼却炉におけるダイオキシン類大気排出基準	5 4

第7章 空き地の雑草

3 1	雑草パトロールの結果	5 5
-----	------------------	-----

第8章 公害苦情状況

3 2	年度別苦情件数	5 7
3 3	地域別苦情件数	5 8

第 9 章 一般廃棄物の状況

3 4	ごみ排出量処理実績	5 9
-----	-----------------	-----

第 1 0 章 用語集

3 5	大気関係	6 1
3 6	水質関係	6 1
3 7	騒音関係	6 3
3 9	ダイオキシン関係	6 3

第1章 大 気

1. 大気汚染の長期評価による環境基準達成状況

年 度	二酸化硫黄	二酸化窒素	光化学オキシダント	浮遊粒子状物質
昭和 60 年度	○	○	●	○
平成 2 年度	○	○	●	●
7	○	○	●	○
10	○	○	●	○
11	○	○	●	○
12	○	○	●	○
13	○	○	●	○
14	○	○	●	○
15	○	○	●	○

資料：京都府

※ ○は環境基準の達成 ●は環境基準の不達成を表す

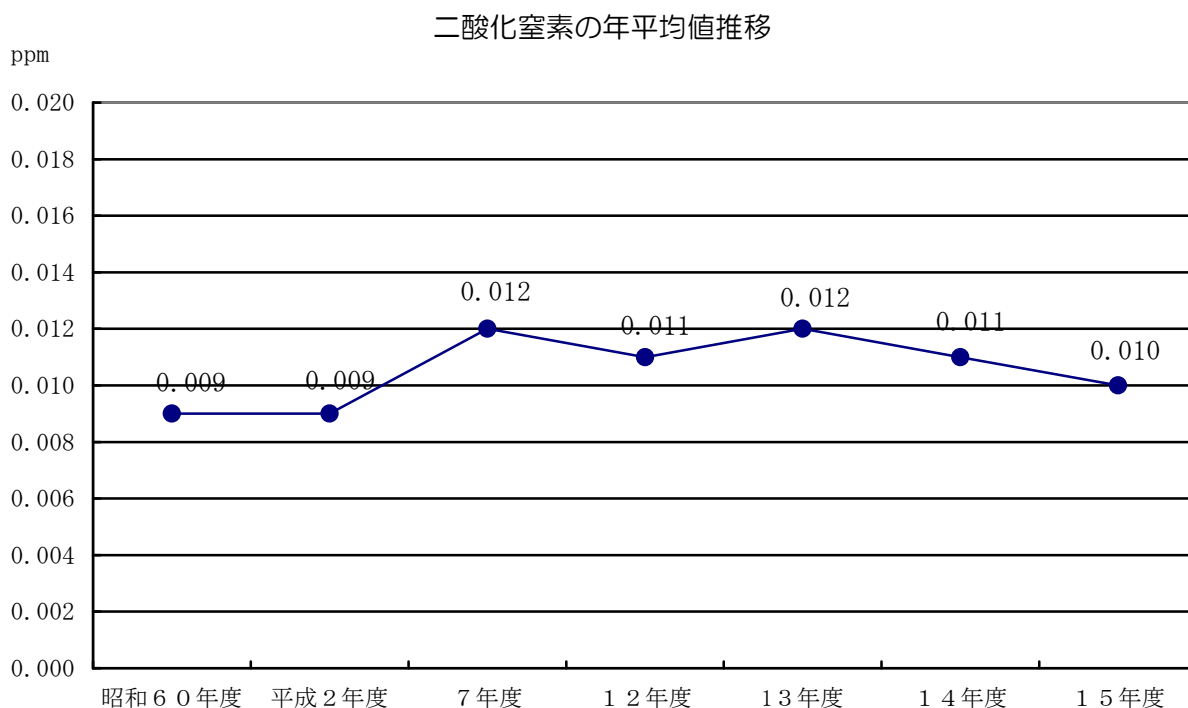
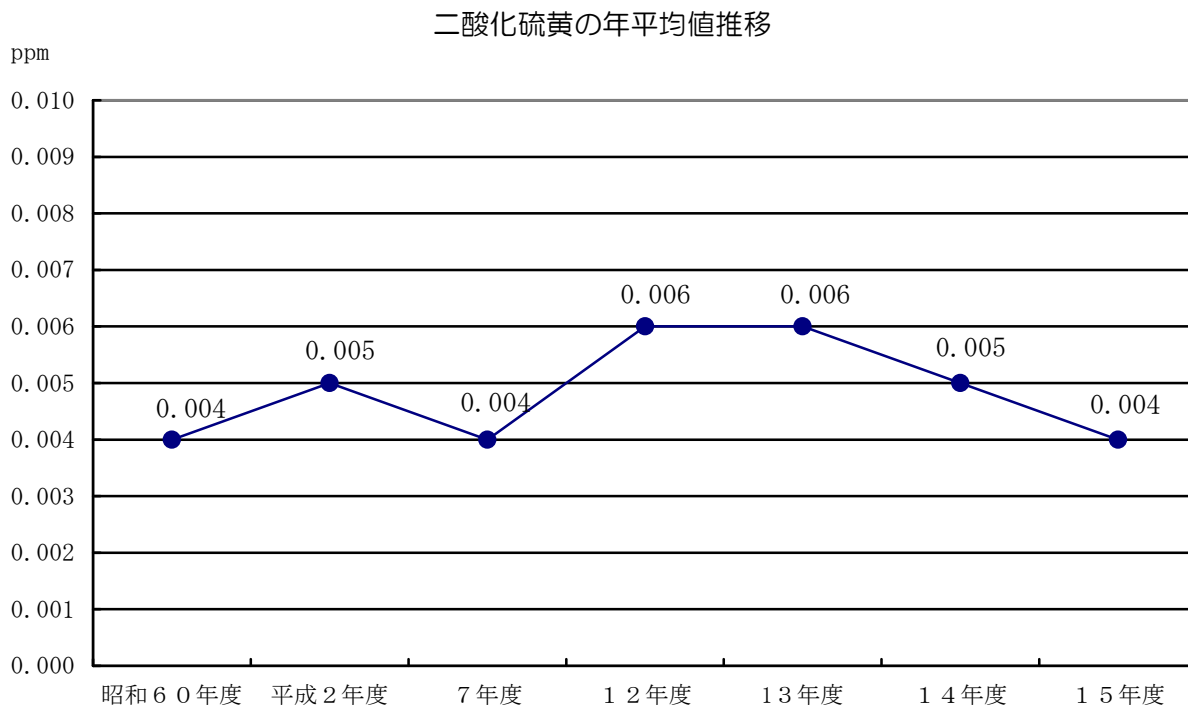
2. 大気汚染測定結果（年平均値）の推移

年 度	二酸化硫黄 (ppm)	二酸化窒素 (ppm)	光化学オキシダント (ppm)	浮遊粒子状物質 (mg/m ³)
昭和 60 年度	0.004	0.009	0.044	0.037
平成 2 年度	0.005	0.009	0.040	0.055
7	0.004	0.012	0.032	0.029
12	0.006	0.011	0.018	0.022
13	0.006	0.012	0.030	0.023
14	0.005	0.011	0.028	0.019
15	0.004	0.010	0.030	0.019

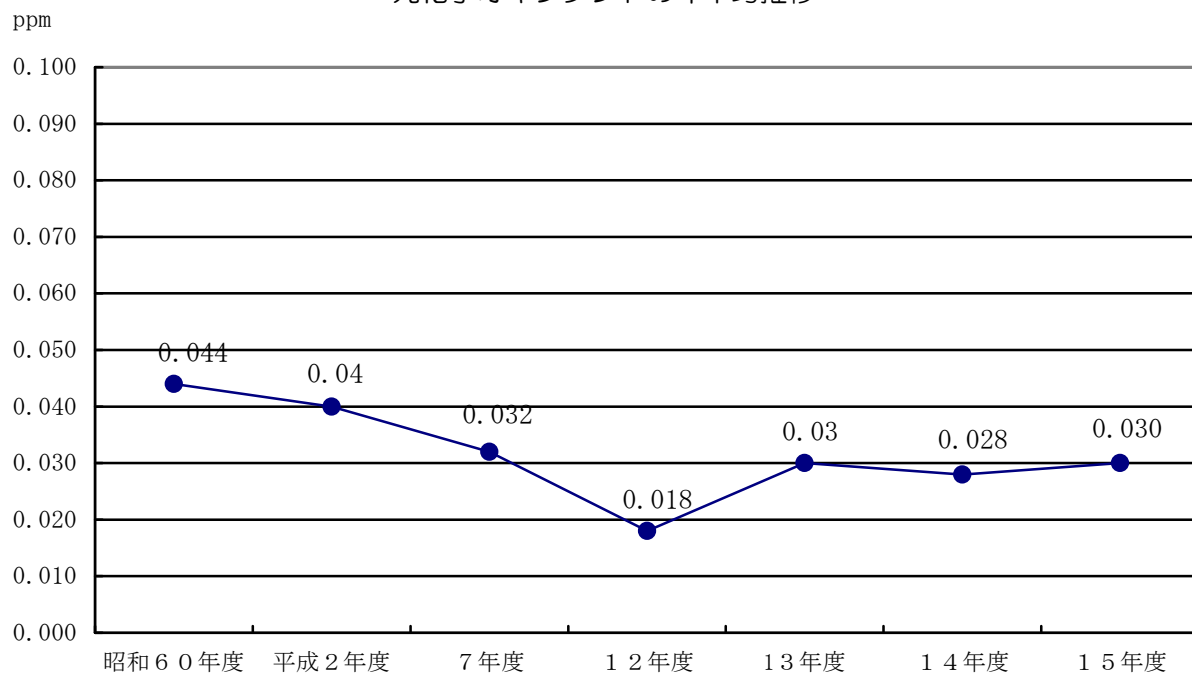
資料：京都府

3. 大気汚染測定結果（年平均値）の推移グラフ

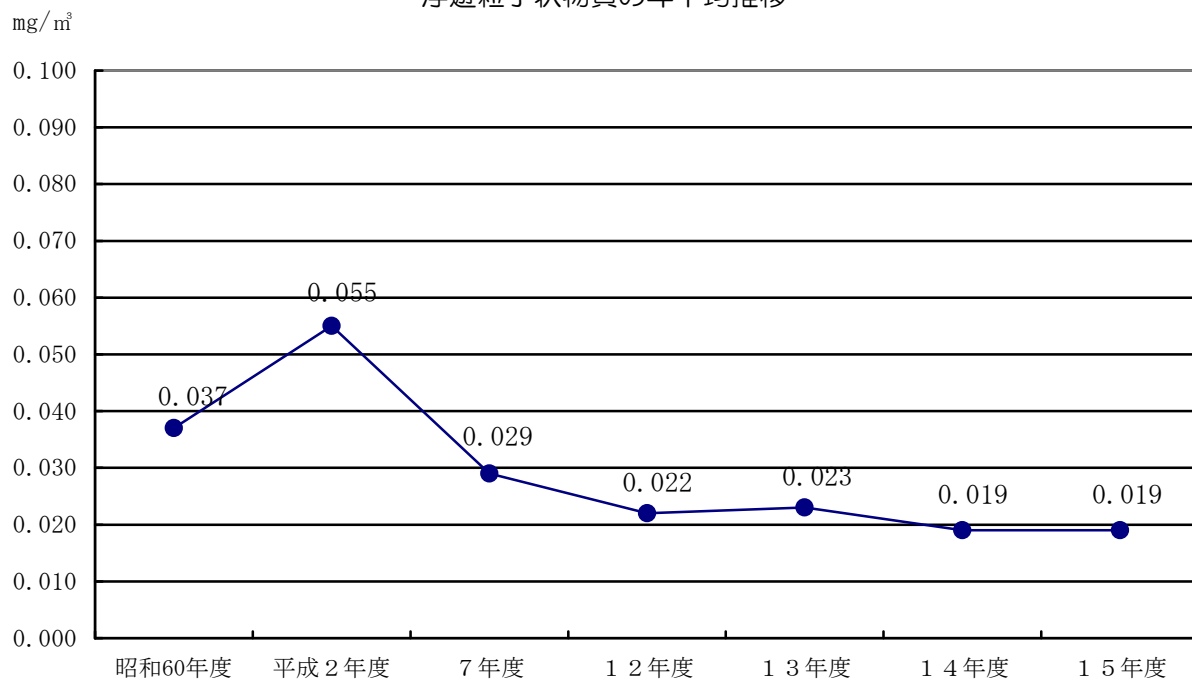
資料：京都府（亀岡測定局）



光化学オキシダントの年平均推移



浮遊粒子状物質の年平均推移



5. 大気汚染に係る環境基準等

i) 環境基準

物 質	環境基準（設定年月日等）	測定方法
二 酸 化 窒 素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内、又はそれ以下であること。（53. 7. 11 告示）	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法 又は、オゾンを用いる化学発光法。
浮 遊 粒 子 状 物 質	1 時間値の 1 日平均値が 0.10 mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20 mg/m ³ 以下であること。（48. 5. 8 告示）	濾過捕集による重量濃度測定方法、又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法もしくはベータ線吸収法。
光化学オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。（48. 5. 8 告示）	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法もしくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法。
二 酸 化 硫 黄	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。（48. 5. 16 告示）	溶液導電率法又は紫外線蛍光法。
一 酸 化 炭 素	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。（48. 5. 8 告示）	非分散型赤外線分析計を用いる方法。

備考

1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
2. 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が 10 μ m 以下のものをいう。
3. 二酸化窒素について、1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとらないよう努めるものとする。
4. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。

ii) 環境基準評価方法

二酸化窒素

評価方法	年間における 1 日平均値のうち、低い方から 98%に相当するものが 0.06ppm 以下であること。
評価対象	年間における測定時間が 6,000 時間に満たない場合は評価対象としない。
通 知	昭和 53 年環大企第 262 号環境庁大気保全局長通知

二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質

評価方法	短期的評価	連続して、又は随時に行った測定結果について、測定を行った日、又は時間について、環境基準により評価を行う。
	長期的評価	年間を通じて測定した 1 日平均値の高い方から 2%の範囲にあるものを除外した値について環境基準に維持されること。但し、1 日平均値について環境基準を超える日が 2 日以上連続しないこと。
評価対象		1 日平均値の評価にあつては、1 時間値の欠測が 1 日（24 時間）のうち 4 時間を超える場合には評価対象としない。
通 知		昭和 48 年環大企第 143 号環境庁大気保全局長通知

光化学オキシダント

評価方法	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。
評価対象	6 時から 20 時の昼間時間帯について評価を行う。
通 知	昭和 48 年環大企第 143 号環境庁大気保全局長通知

4. 平成15年度測定結果（京都府資料）

i) 二酸化硫黄測定結果

測定局	有効測定 日数	測定時 間	年平均値	1時間値が0.1ppmを超え た時間数とその割合		日平均値が0.04ppmを 超えた日数とその割合		1時間値 の最高値	日平均値の 2%除外値	日平均値が0.04ppmを 超えた日が2日以上連 続したことの有無	環境基準の長期的評価 による日平均値が 0.04ppmを超えた日数
	(日)	(時間)	(ppm)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(ppm)	(有× 無○)	(日)
亀岡	366	8,777	0.004	0	0.0	0	0.0	0.041	0.009	○	0

ii) 二酸化窒素測定結果

測定局	有効測定 日数	測定時 間	年平均値	1時間値の 最高値	1時間値が0.2ppmを超え た時間数とその割合		1時間値が0.1ppm以上 0.2ppm以下の時間数 とその割合		日平均値が0.06ppmを 超えた日数とその割合		日平均値が0.04ppm以 上0.06ppm以下の日数 とその割合		日平均値の 年間98%値	98%値評価 による日平 均値が 0.06ppmを 超えた日数
	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(時間)	(%)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(日)
亀岡	366	8,773	0.010	0.046	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.021	0

iii) 光化学オキシダント測定結果

測定局	昼間測定 日数	昼間測定 時間	昼間の1時 間値の年 平均値	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日 数と時間数			昼間の1時間値が0.12ppm以上の日 数と時間数			昼間の1時 間値の最 高値	昼間の日最 高1時間値 の年平均値
	(日)	(時間)	(ppm)	(日)	時間数とその割合		日数とその割合		(時間)	(ppm)	(ppm)
					(時間)	(%)	(日)	(%)			
亀岡	366	5,427	0.030	74	317	5.8	0	0	0	0.109	0.047

iv) 浮遊粒子状物質測定結果

測定局	有効測定 日数	測定時 間	年平均値	1時間値が0.20mg/m ³ を超 えた時間数とその割合		日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数とその割 合		1時間値 の最高値	日平均値の 2%除外値	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上 連続したことの有無	環境基準の長期的評価 による日平均が0.10mg /m ³ を超えた日数
	(日)	(時間)	(mg/m ³)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(mg/m ³)	(mg/m ³)	(有× 無○)	(日)
亀岡	365	8,753	0.019	0	0.0	0	0	0.168	0.046	○	0

第2章 水 質

6. 市内河川のBOD年間平均値

測定地点		平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
鵜の川	めがね橋付近	0.9	0.7	1.5	0.7
鵜の川	桂川合流前	0.9	0.7	1.9	1.1
西川	下条橋付近	7.1	5.8	4.7	4.1
西川	桂川合流前	1.2	1.8	3.1	1.6
年谷川	鍬山神社付近	0.5	0.7	1.4	0.9
年谷川	桂川合流前	11.2	8.1	8.9	6.9
雑水川	医王谷付近	0.5	0.7	2.8	0.9
雑水川	南郷堀付近	2.8	3.8	4.0	3.5
曾我谷川	春日部付近	0.5	0.7	1.6	1.1
曾我谷川	桂川合流前	1.4	1.4	2.5	1.3
赤川	宇津根踏切付近	1.2	1.4	1.2	1.5
法貴谷川	法貴付近	0.5	0.8	1.5	0.9
犬飼川	養鶏場付近	2.3	5.4	2.7	2.0
犬飼川	川西付近	0.0	0.7	1.4	0.4
犬飼川	倉谷橋付近	0.6	0.8	1.4	0.7
犬飼川	小幡橋付近	0.8	1.4	1.4	0.6
犬飼川	桂川合流前	1.5	2.0	2.9	2.3
栢原川	落合橋下流	0.7	0.6	1.3	0.9
栢原川	九折橋下流	0.6	1.2	1.6	0.5
砂川	鹿谷付近	0.6	0.7	2.2	0.7
砂川	染色工場下流	2.9	5.5	3.6	1.4
山内川	芦の山付近	2.1	4.3	4.6	0.8

測定地点		平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
山内川	夫婦松橋付近	2.4	1.9	4.6	2.0
山内川	山内川橋下流	1.7	1.7	3.9	1.7
願成寺川	法然寺付近	2.2	2.4	4.1	2.4
千々川	行者橋付近	1.0	0.7	2.4	0.3
千々川	J R鉄橋付近	1.6	1.3	2.8	1.2
古川	古川橋付近	1.3	2.4	3.4	2.1
古川	若宮橋付近	1.8	1.6	3.2	1.5
七谷川	キャンプ場付近	ND	0.8	1.7	0.3
本梅川	水橋付近	0.8	1.0	3.8	1.1
大路次川	あたご橋下流	0.9	1.2	1.1	0.9
愛宕谷川	愛宕橋付近	0.6	1.1	1.1	0.4
桂川	寅天井堰下流	0.7	1.2	1.3	1.5
桂川	保津峡入口付近	0.8	1.2	1.7	0.7

※ ND … 定量下限値未満

7. 河川別水質測定結果の推移

鵜の川（めがね橋）

測定年度 測定項目		平成 7 年	平成 12 年	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年
生活環境項目	PH（水素イオン濃度）	7.6	7.6	7.6	6.9	7.4
	DO（mg/ℓ）	10.5	10.0	10.4	9.7	10.5
	BOD（mg/ℓ）	0.5	0.9	0.7	1.5	0.7
	COD（mg/ℓ）	1.0	2.2	1.1	1.7	1.2
	SS（mg/ℓ）	1.0	0	ND	2.5	2.0
	大腸菌群数（MPN/100ml）	84×10	75×10	16×10 ²	22×10 ³	4×10
	総窒素（mg/ℓ）	0.61	0.85	0.61	0.30	0.33
	総リン（mg/ℓ）	0.016	0.017	0.016	0.035	0.028
その他	陰イオン界面活性剤（mg/ℓ）	0.01	0.00	0.00	0.03	ND

鵜の川（桂川合流前）

測定年度 測定項目		平成 7 年	平成 12 年	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年
生活環境項目	PH（水素イオン濃度）	7.2	7.5	7.5	7.1	7.5
	DO（mg/ℓ）	10.7	10.4	9.8	9.5	10.2
	BOD（mg/ℓ）	0.7	0.9	0.7	1.9	1.1
	COD（mg/ℓ）	1.6	1.8	1.9	1.8	1.2
	SS（mg/ℓ）	1.0	1.0	1.5	2.2	4.3
	大腸菌群数（MPN/100ml）	11×10 ³	47×10 ³	25×10 ³	11×10 ⁴	67×10
	総窒素（mg/ℓ）	2.18	1.65	1.35	0.88	1.57
	総リン（mg/ℓ）	0.024	0.021	0.030	0.046	0.064
その他	陰イオン界面活性剤（mg/ℓ）	0.03	0.00	0.00	0.07	ND

西川（下条橋）

測定年度 測定項目		平成 7 年	平成 12 年	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年
生活環境項目	PH（水素イオン濃度）	7.3	7.7	7.7	7.1	7.6
	DO（mg/ℓ）	6.2	6.6	8.0	9.7	9.5
	BOD（mg/ℓ）	14.0	7.1	5.8	4.7	4.1
	COD（mg/ℓ）	16.0	13.2	8.8	6.8	7.1
	SS（mg/ℓ）	8.5	11.5	6.5	10.0	7.0
	大腸菌群数（MPN/100ml）	25×10 ³	80×10 ⁶	47×10 ⁵	29×10 ⁴	11×10 ²
	総窒素（mg/ℓ）	5.70	4.60	3.55	2.00	3.10
	総リン（mg/ℓ）	0.615	0.29	0.38	0.29	0.11
その他	陰イオン界面活性剤（mg/ℓ）	1.18	0.03	0.18	0.06	0.07

西川（桂川合流前）

測定年度 測定項目		平成 7 年	平成 12 年	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年
生活環境項目	PH（水素イオン濃度）	7.7	7.7	7.6	7.3	7.7
	DO（mg/ℓ）	10.2	10.6	9.3	7.5	10.1
	BOD（mg/ℓ）	2.2	1.2	1.8	3.1	1.6
	COD（mg/ℓ）	5.0	3.3	4.8	3.7	2.7
	SS（mg/ℓ）	5.7	1.8	3.7	4.7	3.8
	大腸菌群数（MPN/100ml）	17×10 ³	31×10 ³	98×10 ³	11×10 ⁴	10×10 ²
	総窒素（mg/ℓ）	1.8	1.98	3.28	1.13	1.62
	総リン（mg/ℓ）	0.094	0.038	0.028	0.081	0.136
その他	陰イオン界面活性剤（mg/ℓ）	0.09	0.01	0.03	0.03	0.05

年谷川（鋤山神社）

測定年度 測定項目		平成 7 年	平成 12 年	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年
生活環境項目	PH（水素イオン濃度）	8.0	7.9	7.8	7.2	7.8
	DO（mg/ℓ）	10.5	10.0	10.0	9.6	10.5
	BOD（mg/ℓ）	0.7	0.5	0.7	1.4	0.9
	COD（mg/ℓ）	1.2	1.4	0.9	1.5	1.0
	SS（mg/ℓ）	1.0	1.0	ND	2.0	ND
	大腸菌群数（MPN/100ml）	25×10	93×10	26×10	25×10 ³	5×10
	総窒素（mg/ℓ）	0.23	0.54	0.29	1.08	0.32
	総リン（mg/ℓ）	0.010	0.009	0.012	0.051	0.013
その他	陰イオン界面活性剤（mg/ℓ）	0.01	0.00	0.01	0.02	ND

年谷川（桂川合流前）

測定年度 測定項目		平成 7 年	平成 12 年	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年
生活環境項目	PH（水素イオン濃度）	7.6	7.5	7.5	6.9	7.5
	DO（mg/ℓ）	8.1	8.3	7.7	8.5	8.4
	BOD（mg/ℓ）	12.1	11.2	8.1	8.9	6.9
	COD（mg/ℓ）	11.3	11.7	11.4	9.0	8.0
	SS（mg/ℓ）	5.3	3.8	3.7	4.2	3.7
	大腸菌群数（MPN/100ml）	79×10 ³	23×10 ³	11×10 ³	33×10 ³	8×10
	総窒素（mg/ℓ）	13.47	12.58	12.80	3.80	11.1
	総リン（mg/ℓ）	0.695	0.498	0.554	0.228	0.208
その他	陰イオン界面活性剤（mg/ℓ）	0.03	0.01	0.03	0.03	0.05

雑水川（医王谷）

測定年度 測定項目		平成 7 年	平成 12 年	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年
生活環境項目	PH（水素イオン濃度）	7.5	7.6	7.5	7.0	7.5
	DO（mg/ℓ）	9.8	9.9	9.8	9.1	10.0
	BOD（mg/ℓ）	0.7	0.5	0.7	2.8	0.9
	COD（mg/ℓ）	1.5	1.5	1.1	2.7	1.4
	SS（mg/ℓ）	1.0	8.0	1.0	4.5	2.0
	大腸菌群数（MPN/100ml）	9×10	34×10 ²	77×10	13×10 ⁴	5×10
	総窒素（mg/ℓ）	0.58	1.05	0.86	0.56	0.96
	総リン（mg/ℓ）	0.012	0.019	0.010	0.044	0.012
その他	陰イオン界面活性剤（mg/ℓ）	0.01	0.00	0.00	0.02	ND

雑水川（南郷堀）

測定年度 測定項目		平成 7 年	平成 12 年	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年
生活環境項目	PH（水素イオン濃度）	7.6	7.4	7.9	7.2	7.9
	DO（mg/ℓ）	8.1	8.3	9.5	9.0	8.8
	BOD（mg/ℓ）	12.1	2.8	3.8	4.0	3.5
	COD（mg/ℓ）	11.3	6.6	7.3	5.2	5.3
	SS（mg/ℓ）	5.3	11.7	11.3	11.5	8.2
	大腸菌群数（MPN/100ml）	79×10 ³	19×10 ³	57×10 ²	34×10 ³	12×10
	総窒素（mg/ℓ）	13.47	1.48	1.03	0.62	0.91
	総リン（mg/ℓ）	0.695	0.084	0.049	0.117	0.090
その他	陰イオン界面活性剤（mg/ℓ）	0.03	0.00	0.01	0.02	0.05

曾我谷川（春日部）

測定年度 測定項目		平成 7 年	平成 12 年	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年
生活環境項目	PH（水素イオン濃度）	7.8	7.8	7.8	7.2	7.7
	DO（mg/ℓ）	10.2	10.0	10.3	9.6	10.5
	BOD（mg/ℓ）	0.7	0.5	0.7	1.6	1.1
	COD（mg/ℓ）	1.7	2.6	1.6	2.1	2.4
	SS（mg/ℓ）	1.5	3.5	ND	1.5	1.5
	大腸菌群数（MPN/100ml）	54×10	29×10 ²	40×10 ²	52×10 ²	6×10
	総窒素（mg/ℓ）	0.47	0.36	0.32	0.05	0.35
	総リン（mg/ℓ）	0.06	0.022	0.022	0.057	0.022
その他	陰イオン界面活性剤（mg/ℓ）	0.02	0.00	0.00	0.02	ND

曾我谷川（桂川合流前）

測定年度 測定項目		平成 7 年	平成 12 年	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年
生活環境項目	PH（水素イオン濃度）	8.0	8.2	8.3	7.5	8.2
	DO（mg/ℓ）	11.2	11.1	11.4	10.0	11.4
	BOD（mg/ℓ）	1.8	1.4	1.4	2.5	1.3
	COD（mg/ℓ）	3.6	4.1	4.0	3.1	2.8
	SS（mg/ℓ）	2.8	8.8	4.5	6.2	5.6
	大腸菌群数（MPN/100ml）	69×10 ²	21×10 ³	18×10 ³	40×10 ³	24×10
	総窒素（mg/ℓ）	1.04	1.15	1.03	1.05	0.92
	総リン（mg/ℓ）	0.070	0.059	0.045	0.115	0.073
その他	陰イオン界面活性剤（mg/ℓ）	0.01	0.00	0.01	0.02	0.04

赤川（宇津根踏み切り）

測定年度 測定項目		平成 7 年	平成 12 年	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年
生活環境項目	PH（水素イオン濃度）	7.7	8.3	8.0	7.3	7.7
	DO（mg/ℓ）	9.3	10.5	10.2	9.0	10.2
	BOD（mg/ℓ）	1.3	1.2	1.4	1.2	1.5
	COD（mg/ℓ）	3.4	4.2	3.6	4.0	3.7
	SS（mg/ℓ）	2.5	9.0	18.0	9.0	16.0
	大腸菌群数（MPN/100ml）	19×10 ³	34×10 ³	50×10 ³	53×10 ⁴	16×10 ²
	総窒素（mg/ℓ）	1.45	2.25	1.70	0.71	1.55
	総リン（mg/ℓ）	0.075	0.073	0.090	0.175	0.075
その他	陰イオン界面活性剤（mg/ℓ）	0.03	0.00	0.02	0.06	0.01

法貴谷川（法貴）

測定年度 測定項目		平成 7 年	平成 12 年	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年
生活環境項目	PH（水素イオン濃度）	7.6	8.2	8.2	7.5	7.8
	DO（mg/ℓ）	9.7	9.9	10.3	10.5	9.6
	BOD（mg/ℓ）	0.6	0.5	0.8	1.5	0.9
	COD（mg/ℓ）	1.9	2.5	2.4	1.7	2.3
	SS（mg/ℓ）	6.0	46.0	6.0	7.5	10.0
	大腸菌群数（MPN/100ml）	12×10 ²	34×10 ²	29×10 ²	22×10 ³	17×10
	総窒素（mg/ℓ）	0.35	1.12	0.46	0.09	0.32
	総リン（mg/ℓ）	0.027	0.024	0.079	0.070	0.033
その他	陰イオン界面活性剤（mg/ℓ）	0.02	0.00	0.00	0.03	0.01

犬飼川（養鶏場下）

測定年度 測定項目		平成 7 年	平成 12 年	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年
生活環境項目	PH（水素イオン濃度）	7.9	7.7	7.7	7.1	7.6
	DO（mg/ℓ）	9.3	9.1	9.1	8.6	9.2
	BOD（mg/ℓ）	3.6	2.3	5.4	2.7	2.0
	COD（mg/ℓ）	5.4	5.6	5.4	3.6	3.0
	SS（mg/ℓ）	1.5	4.5	4.5	4.0	3.0
	大腸菌群数（MPN/100ml）	68×10^2	11×10^4	97×10^4	39×10^3	47×10
	総窒素（mg/ℓ）	1.09	1.60	1.80	0.57	1.09
	総リン（mg/ℓ）	0.094	0.110	0.082	0.165	0.056
その他	陰イオン界面活性剤（mg/ℓ）	0.01	0.00	0.00	0.02	ND

犬飼川（川西）

測定年度 測定項目		平成 7 年	平成 12 年	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年
生活環境項目	PH（水素イオン濃度）	7.6	7.8	7.7	7.2	7.8
	DO（mg/ℓ）	10.3	9.9	9.9	9.7	10.5
	BOD（mg/ℓ）	0.5	0.0	0.7	1.4	0.8
	COD（mg/ℓ）	1.5	1.4	1.1	2.2	2.2
	SS（mg/ℓ）	3.0	2.0	1.0	2.0	2.0
	大腸菌群数（MPN/100ml）	9×10	23×10	9×10	20×10^2	10×10
	総窒素（mg/ℓ）	1.45	1.35	0.98	0.42	1.05
	総リン（mg/ℓ）	0.015	0.014	0.018	0.054	0.044
その他	陰イオン界面活性剤（mg/ℓ）	0.01	0.00	0.00	0.02	ND

犬飼川（倉谷橋）

測定年度 測定項目		平成 7 年	平成 12 年	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年
生活環境項目	PH（水素イオン濃度）	7.8	8.0	7.9	7.3	7.7
	DO（mg/ℓ）	10.8	10.0	10.5	9.7	10.5
	BOD（mg/ℓ）	0.7	0.6	0.8	1.4	0.7
	COD（mg/ℓ）	1.5	2.7	1.5	1.9	1.6
	SS（mg/ℓ）	1.0	0.0	ND	3.0	2.5
	大腸菌群数（MPN/100ml）	13×10 ²	93×10	23×10	24×10 ³	19×10
	総窒素（mg/ℓ）	0.65	0.98	0.73	0.55	0.44
	総リン（mg/ℓ）	0.033	0.059	0.076	0.109	0.041
その他	陰イオン界面活性剤（mg/ℓ）	0.02	0.00	0.00	0.00	ND

犬飼川（小幡橋）

測定年度 測定項目		平成 7 年	平成 12 年	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年
生活環境項目	PH（水素イオン濃度）	7.9	7.6	7.7	7.3	7.6
	DO（mg/ℓ）	10.0	10.5	10.0	9.2	9.9
	BOD（mg/ℓ）	0.8	0.8	1.4	1.4	1.2
	COD（mg/ℓ）	2.6	2.3	2.4	2.2	2.1
	SS（mg/ℓ）	1.5	0.0	1.0	3.0	8.5
	大腸菌群数（MPN/100ml）	80×10 ²	43×10 ³	33×10 ³	39×10 ³	11×10 ²
	総窒素（mg/ℓ）	0.75	1.20	0.82	1.03	0.90
	総リン（mg/ℓ）	0.052	0.051	0.068	0.111	0.047
その他	陰イオン界面活性剤（mg/ℓ）	0.03	0.00	0.03	0.01	ND

犬飼川（桂川合流前）

測定年度 測定項目		平成 7 年	平成 12 年	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年
生活環境項目	PH（水素イオン濃度）	7.3	7.4	7.5	7.1	7.6
	DO（mg/ℓ）	10.3	10.7	10.5	9.6	10.4
	BOD（mg/ℓ）	1.7	1.5	2.0	2.9	2.3
	COD（mg/ℓ）	4.0	4.7	4.9	3.8	2.8
	SS（mg/ℓ）	7.5	11.2	6.0	10.2	6.4
	大腸菌群数（MPN/100ml）	32×10^3	86×10^3	77×10^3	49×10^3	84×10^2
	総窒素（mg/ℓ）	1.09	1.15	1.04	0.97	0.92
	総リン（mg/ℓ）	0.092	0.053	0.047	0.145	0.094
その他	陰イオン界面活性剤（mg/ℓ）	0.03	0.00	0.02	0.02	0.04

栢原川（落合橋下流）

測定年度 測定項目		平成 7 年	平成 12 年	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年
生活環境項目	PH（水素イオン濃度）	7.9	8.0	8.0	7.3	7.7
	DO（mg/ℓ）	10.5	10.0	10.2	9.7	10.0
	BOD（mg/ℓ）	0.7	0.7	0.6	1.3	0.9
	COD（mg/ℓ）	1.7	2.4	1.5	2.1	1.9
	SS（mg/ℓ）	1.5	3.0	3.0	14.0	2.0
	大腸菌群数（MPN/100ml）	58×10^2	24×10^2	54×10^2	30×10^3	19×10
	総窒素（mg/ℓ）	0.38	0.39	0.36	0.60	0.49
	総リン（mg/ℓ）	0.022	0.024	0.029	0.105	0.022
その他	陰イオン界面活性剤（mg/ℓ）	0.02	0.00	0.01	0.00	0.01

栢原川（九折橋下流）

測定年度 測定項目		平成 7 年	平成 12 年	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年
生活環境項目	PH（水素イオン濃度）	8.2	8.4	8.5	7.7	7.5
	DO（mg/ℓ）	5.2	9.9	11.0	10.1	10.5
	BOD（mg/ℓ）	0.7	0.6	1.2	1.6	1.0
	COD（mg/ℓ）	1.7	2.2	1.4	1.7	1.8
	SS（mg/ℓ）	2.0	3.5	1.0	13.0	3.5
	大腸菌群数（MPN/100ml）	42×10 ³	20×10 ²	14×10	36×10 ²	2×10
	総窒素（mg/ℓ）	0.5	0.65	1.0	0.58	0.47
	総リン（mg/ℓ）	0.021	0.017	0.022	0.077	0.021
その他	陰イオン界面活性剤（mg/ℓ）	0.02	0.00	0.00	0.02	ND

砂川（鹿谷）

測定年度 測定項目		平成 7 年	平成 12 年	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年
生活環境項目	PH（水素イオン濃度）	7.7	7.5	7.7	6.9	7.7
	DO（mg/ℓ）	9.4	9.3	9.1	8.7	9.7
	BOD（mg/ℓ）	1.1	0.6	0.7	2.2	0.7
	COD（mg/ℓ）	1.7	2.5	1.5	4.3	1.7
	SS（mg/ℓ）	1.0	8.5	1.5	45.0	7.0
	大腸菌群数（MPN/100ml）	83×10	76×10 ³	24×10 ²	43×10 ³	10
	総窒素（mg/ℓ）	0.26	0.43	0.16	1.33	0.47
	総リン（mg/ℓ）	0.019	0.023	0.014	0.180	0.020
その他	陰イオン界面活性剤（mg/ℓ）	0.01	0.00	0.00	0.02	ND

砂川（染色工場下）

測定年度 測定項目		平成 7 年	平成 12 年	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年
生活環境項目	PH（水素イオン濃度）	7.3	7.4	7.5	6.9	7.4
	DO（mg/ℓ）	9.4	8.8	9.0	8.2	9.0
	BOD（mg/ℓ）	6.0	2.9	5.5	3.6	1.4
	COD（mg/ℓ）	13.7	7.8	8.0	5.6	3.9
	SS（mg/ℓ）	7.5	11.0	13.0	12.0	6.0
	大腸菌群数（MPN/100ml）	93×10^3	47×10^4	23×10^4	14×10^4	27×10
	総窒素（mg/ℓ）	2.10	2.75	1.58	2.10	1.55
	総リン（mg/ℓ）	0.086	0.049	0.036	0.175	0.112
その他	陰イオン界面活性剤（mg/ℓ）	0.05	0.01	0.03	0.03	0.10

山内川（芦ノ山）

測定年度 測定項目		平成 7 年	平成 12 年	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年
生活環境項目	PH（水素イオン濃度）	7.4	7.4	7.4	6.8	7.4
	DO（mg/ℓ）	8.6	8.1	8.4	7.8	9.4
	BOD（mg/ℓ）	2.6	2.1	4.3	4.6	0.8
	COD（mg/ℓ）	5.1	4.9	4.5	5.3	2.5
	SS（mg/ℓ）	3.5	3.5	3.0	15.5	31.0
	大腸菌群数（MPN/100ml）	68×10^3	29×10^3	13×10^4	28×10^4	804
	総窒素（mg/ℓ）	2.13	2.65	2.30	2.00	1.43
	総リン（mg/ℓ）	0.205	0.210	0.270	0.210	0.109
その他	陰イオン界面活性剤（mg/ℓ）	0.04	0.01	0.12	0.02	0.01

山内川（夫婦松橋）

測定年度 測定項目		平成 7 年	平成 12 年	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年
生活環境項目	PH（水素イオン濃度）	7.5	7.3	7.4	6.8	7.3
	DO（mg/ℓ）	9.4	7.9	8.4	8.0	9.0
	BOD（mg/ℓ）	1.4	2.4	1.9	4.6	2.0
	COD（mg/ℓ）	3.5	6.6	3.5	6.3	3.5
	SS（mg/ℓ）	3.3	3.0	3.5	15.5	6.0
	大腸菌群数（MPN/100ml）	42×10 ³	20×10 ³	16×10 ³	82×10 ⁴	813
	総窒素（mg/ℓ）	1.30	1.90	1.20	1.50	1.52
	総リン（mg/ℓ）	0.069	0.092	0.103	0.350	0.063
その他	陰イオン界面活性剤（mg/ℓ）	0.06	0.01	0.10	0.02	0.03

山内川（山内川橋）

測定年度 測定項目		平成 7 年	平成 12 年	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年
生活環境項目	PH（水素イオン濃度）	7.4	7.6	7.5	7.0	7.5
	DO（mg/ℓ）	9.5	9.3	9.6	9.0	9.8
	BOD（mg/ℓ）	1.4	1.7	1.7	3.9	1.7
	COD（mg/ℓ）	4.7	4.8	4.7	3.9	2.4
	SS（mg/ℓ）	2.5	5.5	5.3	6.7	3.3
	大腸菌群数（MPN/100ml）	24×10 ²	45×10 ³	23×10 ⁴	14×10 ⁴	33×10
	総窒素（mg/ℓ）	1.8	1.37	1.32	1.45	1.12
	総リン（mg/ℓ）	0.074	0.09	0.051	0.263	0.079
その他	陰イオン界面活性剤（mg/ℓ）	0.02	0.01	0.04	0.02	0.03

願成寺川（法然寺）

測定年度 測定項目		平成 7 年	平成 12 年	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年
生活環境項目	PH（水素イオン濃度）	7.8	7.4	7.7	7.1	7.8
	DO（mg/ℓ）	9.2	9.3	11.5	8.9	12.0
	BOD（mg/ℓ）	3.4	2.2	2.4	4.1	2.4
	COD（mg/ℓ）	7.7	6.7	5.7	6.2	5.5
	SS（mg/ℓ）	7.0	9.5	6.0	16.5	16.0
	大腸菌群数（MPN/100ml）	68×10^3	32×10^3	93×10^2	20×10^4	82×10
	総窒素（mg/ℓ）	2.25	2.05	1.15	1.55	2.45
	総リン（mg/ℓ）	0.164	0.054	0.109	0.200	0.080
その他	陰イオン界面活性剤（mg/ℓ）	0.10	0.01	0.06	0.03	0.02

千々川（行者橋）

測定年度 測定項目		平成 7 年	平成 12 年	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年
生活環境項目	PH（水素イオン濃度）	7.8	7.7	7.7	7.0	7.6
	DO（mg/ℓ）	10.1	9.6	9.9	9.7	9.7
	BOD（mg/ℓ）	1.2	1.0	0.7	2.4	0.6
	COD（mg/ℓ）	3.3	4.1	2.3	3.9	2.2
	SS（mg/ℓ）	1.5	3.0	2.0	9.0	9.5
	大腸菌群数（MPN/100ml）	84×10^2	97×10^2	15×10^2	36×10^3	48×10
	総窒素（mg/ℓ）	0.95	1.10	0.63	0.77	0.76
	総リン（mg/ℓ）	0.038	0.021	0.043	0.094	0.040
その他	陰イオン界面活性剤（mg/ℓ）	0.01	0.00	0.00	0.01	0.03

千々川（JR鉄橋）

測定年度 測定項目		平成 7 年	平成 12 年	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年
生活環境項目	PH（水素イオン濃度）	7.5	7.6	7.8	7.0	7.8
	DO（mg/ℓ）	9.9	10.0	10.2	9.6	10.4
	BOD（mg/ℓ）	2.4	1.6	1.3	2.8	1.2
	COD（mg/ℓ）	4.6	3.9	3.8	3.2	2.3
	SS（mg/ℓ）	6.5	7.5	8.3	8.0	6.0
	大腸菌群数（MPN/100ml）	58×10^4	30×10^4	66×10^3	35×10^3	65×10
	総窒素（mg/ℓ）	1.18	0.95	0.77	0.86	0.63
	総リン（mg/ℓ）	0.089	0.049	0.048	0.100	0.058
その他	陰イオン界面活性剤（mg/ℓ）	0.12	0.01	0.02	0.03	0.04

古川（古川橋）

測定年度 測定項目		平成 7 年	平成 12 年	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年
生活環境項目	PH（水素イオン濃度）	7.6	7.9	8.1	6.9	7.6
	DO（mg/ℓ）	9.9	10.5	11.0	8.5	11.0
	BOD（mg/ℓ）	4.3	1.3	2.4	3.4	2.1
	COD（mg/ℓ）	7.6	4.3	4.5	3.2	3.6
	SS（mg/ℓ）	6.0	9.0	6.5	14.5	13.5
	大腸菌群数（MPN/100ml）	13×10^5	57×10^3	68×10^3	22×10^4	21×10
	総窒素（mg/ℓ）	2.15	1.95	0.89	1.00	1.17
	総リン（mg/ℓ）	0.17	0.032	0.067	0.170	0.044
その他	陰イオン界面活性剤（mg/ℓ）	0.07	0.00	0.05	0.02	0.02

古川（若宮橋）

測定年度 測定項目		平成 7 年	平成 12 年	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年
生活環境項目	PH（水素イオン濃度）	7.5	7.7	7.9	7.0	7.3
	DO（mg/ℓ）	10.1	10.3	10.5	9.5	10.1
	BOD（mg/ℓ）	2.4	1.8	1.6	3.2	1.5
	COD（mg/ℓ）	5.2	4.9	4.8	3.8	3.0
	SS（mg/ℓ）	7.0	11.7	9.3	15.7	10.0
	大腸菌群数（MPN/100ml）	76×10^2	25×10^3	80×10^3	15×10^4	18×10
	総窒素（mg/ℓ）	1.53	1.44	0.94	1.08	1.19
	総リン（mg/ℓ）	0.181	0.083	0.063	0.269	0.077
その他	陰イオン界面活性剤（mg/ℓ）	0.02	0.00	0.03	0.01	0.03

七谷川（キャンプ場）

測定年度 測定項目		平成 7 年	平成 12 年	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年
生活環境項目	PH（水素イオン濃度）	7.6	7.6	7.7	6.9	7.5
	DO（mg/ℓ）	10.2	10.0	9.9	9.8	10.0
	BOD（mg/ℓ）	0.8	0.0	0.8	1.7	0.5
	COD（mg/ℓ）	1.2	1.7	1.4	1.7	1.4
	SS（mg/ℓ）	1.0	2.5	2.0	1.0	1.0
	大腸菌群数（MPN/100ml）	16×10	13×10^2	43×10	18×10^2	5×10
	総窒素（mg/ℓ）	0.49	0.49	0.61	0.39	0.53
	総リン（mg/ℓ）	0.027	0.026	0.033	0.058	0.024
その他	陰イオン界面活性剤（mg/ℓ）	0.01	0.00	0.00	0.00	ND

本梅川（水橋）

測定年度 測定項目		平成 7 年	平成 12 年	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年
生活環境項目	PH（水素イオン濃度）	7.4	7.4	7.6	6.8	7.3
	DO（mg/ℓ）	10.2	9.8	10.2	9.4	10.3
	BOD（mg/ℓ）	1.0	0.8	1.0	3.8	1.1
	COD（mg/ℓ）	3.5	4.4	3.0	5.1	2.3
	SS（mg/ℓ）	4.5	10.5	7.0	26.0	3.5
	大腸菌群数（MPN/100ml）	84×10^2	93×10^2	13×10^3	86×10^3	6×10
	総窒素（mg/ℓ）	1.18	1.14	0.68	1.12	0.80
	総リン（mg/ℓ）	0.039	0.030	0.040	0.215	0.024
その他	陰イオン界面活性剤（mg/ℓ）	0.02	0.00	0.00	0.00	ND

大路次川（あたご橋）

測定年度 測定項目		平成 7 年	平成 12 年	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年
生活環境項目	PH（水素イオン濃度）	7.1	7.4	7.5	6.7	7.3
	DO（mg/ℓ）	9.5	9.8	9.7	9.9	9.7
	BOD（mg/ℓ）	1.5	0.9	1.2	1.1	0.9
	COD（mg/ℓ）	2.5	2.2	1.8	1.5	1.6
	SS（mg/ℓ）	1.5	9.5	1.0	4.0	3.0
	大腸菌群数（MPN/100ml）	22×10^3	13×10^4	24×10^3	95×10^3	230
	総窒素（mg/ℓ）	0.61	0.55	0.48	0.55	0.43
	総リン（mg/ℓ）	0.016	0.014	0.012	0.043	0.011
その他	陰イオン界面活性剤（mg/ℓ）	0.10	0.00	0.07	0.01	ND

愛宕谷川（愛宕橋）

測定年度 測定項目		平成 7 年	平成 12 年	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年
生活環境項目	PH（水素イオン濃度）	7.2	7.5	7.6	6.8	7.4
	DO（mg/ℓ）	9.7	9.8	10.2	9.7	9.6
	BOD（mg/ℓ）	0.9	0.6	1.1	1.1	0.4
	COD（mg/ℓ）	2.0	1.5	1.4	1.5	1.3
	SS（mg/ℓ）	4.0	2.5	ND	1.0	2.0
	大腸菌群数（MPN/100ml）	68×10^2	54×10^2	23×10^2	33×10^4	8×10
	総窒素（mg/ℓ）	0.66	0.42	0.42	0.56	0.051
	総リン（mg/ℓ）	0.060	0.032	0.032	0.053	0.020
その他	陰イオン界面活性剤（mg/ℓ）	0.02	0.00	0.00	0.01	ND

桂川（寅天井堰）

測定年度 測定項目		平成 7 年	平成 12 年	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年
生活環境項目	PH（水素イオン濃度）	—	8.1	8.5	6.9	8.1
	DO（mg/ℓ）	—	11.0	11.0	9.6	11.0
	BOD（mg/ℓ）	—	0.7	1.2	1.3	1.5
	COD（mg/ℓ）	—	2.2	2.3	2.1	2.2
	SS（mg/ℓ）	—	3.0	2.0	10.0	5.0
	大腸菌群数（MPN/100ml）	—	23×10^2	24×10^2	46×10^2	7×10
	総窒素（mg/ℓ）	—	0.60	0.48	0.42	0.56
	総リン（mg/ℓ）	—	0.025	0.022	0.054	0.021
その他	陰イオン界面活性剤（mg/ℓ）	—	0.00	0.00	0.00	ND

桂川（保津峡入口）

測定年度 測定項目		平成 7 年	平成 12 年	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年
生活環境項目	PH（水素イオン濃度）	—	7.5	7.5	6.8	7.5
	DO（mg/ℓ）	—	10.5	10.2	9.9	10.4
	BOD（mg/ℓ）	—	0.8	1.2	1.7	1.4
	COD（mg/ℓ）	—	2.6	2.4	2.2	2.4
	SS（mg/ℓ）	—	4.0	3.0	5.5	5.0
	大腸菌群数（MPN/100ml）	—	43×10^2	24×10^2	43×10^3	19×10
	総窒素（mg/ℓ）	—	0.98	0.93	0.78	0.96
	総リン（mg/ℓ）	—	0.024	0.037	0.069	0.029
その他	陰イオン界面活性剤（mg/ℓ）	—	0.00	0.00	0.01	ND

8. 河川水質測定結果（重金属）の推移

法貴谷川（法貴）

測定年度 測定項目	平成 7 年	平成 12 年	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年
銅 (mg/ℓ)	0.002	0.0075	0.0015	0.0035	0.0035
鉛 (mg/ℓ)	0.006	0.0220	0.0270	ND	ND

※ ND … 定量下限値未満

砂川（鹿谷）

測定年度 測定項目	平成 7 年	平成 12 年	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年
銅 (mg/ℓ)	0.014	0.0045	0.016	0.040	0.040
カドミウム (mg/ℓ)	0.007	ND	0.007	0.006	0.003

※ ND … 定量下限値未満

願成寺川（法然寺前）

測定年度 測定項目	平成 7 年	平成 12 年	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年
銅 (mg/ℓ)	0.002	0.003	0.0035	0.016	0.008
鉛 (mg/ℓ)	ND	ND	ND	ND	ND
カドミウム (mg/ℓ)	ND	ND	ND	ND	ND
亜鉛 (mg/ℓ)	0.008	0.007	0.014	0.045	0.045
溶解性鉄 (mg/ℓ)	0.130	0.600	0.525	0.520	0.520
溶解性マンガン (mg/ℓ)	0.070	0.055	0.040	0.010	0.005
全クロム (mg/ℓ)	ND	ND	ND	ND	ND
ニッケル (mg/ℓ)	ND	ND	ND	ND	ND
シアン (mg/ℓ)	ND	ND	ND	ND	ND
六価クロム (mg/ℓ)	ND	ND	ND	ND	ND
ヒ素 (mg/ℓ)	ND	ND	ND	ND	ND
総水銀 (mg/ℓ)	ND	ND	ND	ND	ND

※ ND … 定量下限値未満

9. 水質汚濁に係る環境基準等

i) 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	環 境 基 準
カ ド ミ ウ ム	0.01 mg/ℓ 以下
全 シ ア ン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/ℓ 以下
六 価 ク ロ ム	0.05 mg/ℓ 以下
ヒ 素	0.01 mg/ℓ 以下
総 水 銀	0.0005 mg/ℓ 以下
ア ル キ ル 水 銀	検出されないこと
P C B	検出されないこと
ジ ク ロ ロ メ タ ン	0.02 mg/ℓ 以下
四 塩 化 炭 素	0.002 mg/ℓ 以下
1.2-ジクロロエタン	0.004 mg/ℓ 以下
1.1-ジクロロエチレン	0.02 mg/ℓ 以下
シス-1.2-ジクロロエチレン	0.04 mg/ℓ 以下

項 目	環 境 基 準
1.1.1-トリクロロエタン	1 mg/ℓ 以下
1.1.2-トリクロロエタン	0.006 mg/ℓ 以下
トリクロロエチレン	0.03 mg/ℓ 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/ℓ 以下
1.3-ジクロロプロペン	0.002 mg/ℓ 以下
チ ウ ラ ム	0.006 mg/ℓ 以下
シ マ ジ ン	0.003 mg/ℓ 以下
チ オ ベ ン カ ル ブ	0.02 mg/ℓ 以下
ベ ン ゼ ン	0.01 mg/ℓ 以下
セ レ ン	0.01 mg/ℓ 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/ℓ 以下
フ ッ 素	0.8 mg/ℓ 以下
ホ ウ 素	1 mg/ℓ 以下

備 考

1. 基準値は年間平均とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2. 「検出されないこと」とは、環境庁長官が定める測定方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ること。
3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

ii) 生活環境の保全に関する環境保全

河川（湖沼を除く。）

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級、自然 環境保全及び A以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/ℓ 以下	25 mg/ℓ 以下	7.5 mg/ℓ 以上	50 MPN/100ml 以下
A	水道2級、水産 1級、水浴及び B以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2 mg/ℓ 以下	25 mg/ℓ 以下	7.5 mg/ℓ 以上	1,000 MPN/100ml 以下
B	水道3級、水産 2級、及びC以 下の欄に掲げ るもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/ℓ 以下	25 mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ 以上	5,000 MPN/100ml 以下
C	水道3級、工業 用水1級及び D以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/ℓ 以下	50 mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ 以上	—
D	工業用水2級、 農業用水及び Eの欄に掲げ るもの	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/ℓ 以下	100 mg/ℓ 以下	2 mg/ℓ 以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10 mg/ℓ 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと	2 mg/ℓ 以上	—

備考

- 1) 基準値は、日間平均とする。
- 2) 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5 mg/ℓ 以上とする。

- ※ 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
- 2 水道 1 級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道 2 級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道 3 級 : 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産 1 級 : ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の
水産生物用
水産 2 級 : サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
水産 3 級 : コイ、フナ等、 β -中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水 1 級 : 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水 2 級 : 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水 3 級 : 特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全 : 国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

第3章 騒 音

10. 騒音規制法に基づく特定施設届出状況

種類 \ 施設数	平成13年度までの累計		平成14年度		平成15年度	
	特定施設数	工場数	特定施設数	工場数	特定施設数	工場数
金 属 加 工 機 械	189	14	—	—	5	1
空気圧縮機及び送風機	244	34	5	1	57	2
土 石 用 破 碎 機 等	—	—	—	—	—	—
織 機	95	7	—	—	—	—
建設用資材製造機械	3	2	—	—	—	—
穀 物 用 製 粉 機	—	—	—	—	—	—
木 材 加 工 機 械	76	17	—	—	—	—
抄 紙 機	—	—	—	—	—	—
印 刷 機 械	25	9	—	—	4	1
合成樹脂射出成形機	22	2	—	—	16	1
鋳 物 造 型 機	2	1	—	—	—	—
計	656	86	5	1	82	5

実 数		80		1		3
-----	--	----	--	---	--	---

11. 騒音規制法に基づく特定建設作業の届出状況

種 類 \ 年 度	平成 11 年	平成 12 年	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年
くい打機等を使用する作業	—	2	—	—	—
びょう打機を使用する作業	—	—	—	1	—
削岩機を使用する作業	3	2	—	1	—
空気圧縮機を使用する作業	2	—	—	3	—
コンクリートプラント等を設けて行う作業	—	—	—	—	—
バックホウを使用する作業	1	3	1	5	2
トラクターショベルを使用する作業	1	1	—	—	—
ブルドーザーを使用する作業	—	1	1	—	—
計	7	8	2	10	2

１２．京都府環境を守り育てる条例に基づく特定施設届出状況

種類 \ 施設数	平成 13 年度までの累計		平成 14 年度		平成 15 年度	
	特定施設数	工場数	特定施設数	工場数	特定施設数	工場数
金 属 加 工 機 械	436	43	12	2	5	1
圧 縮 機	724	104	19	4	111	7
送 風 機	211	37	1	1	52	1
粉 碎 機	99	13	—	—	14	1
織 維 機 械	183	12	—	—	—	—
建設用資材製造機械	9	8	—	—	—	—
木 材 加 工 機 械	257	50	—	—	—	—
抄 紙 機	—	—	—	—	—	—
印 刷 機 械	14	6	—	—	—	—
合 成 樹 脂 加 工 機 械	24	6	—	—	—	—
鋳 物 造 型 機	2	1	—	—	—	—
遠 心 分 離 機	5	4	—	—	—	—
ク ー リ ン ク 〃 タ ワ ー	85	19	—	—	23	1
重 油 バ ー ナ ー	7	2	—	—	21	1
工 業 用 動 力 ミ シ ン	666	37	—	—	—	—
ガ ラ ス 研 磨 機	—	—	—	—	16	1
ニューマチックハンマー	—	—	—	—	24	—
コルケートマシーン	—	—	—	—	—	—
計	2,722	342	32	7	266	13

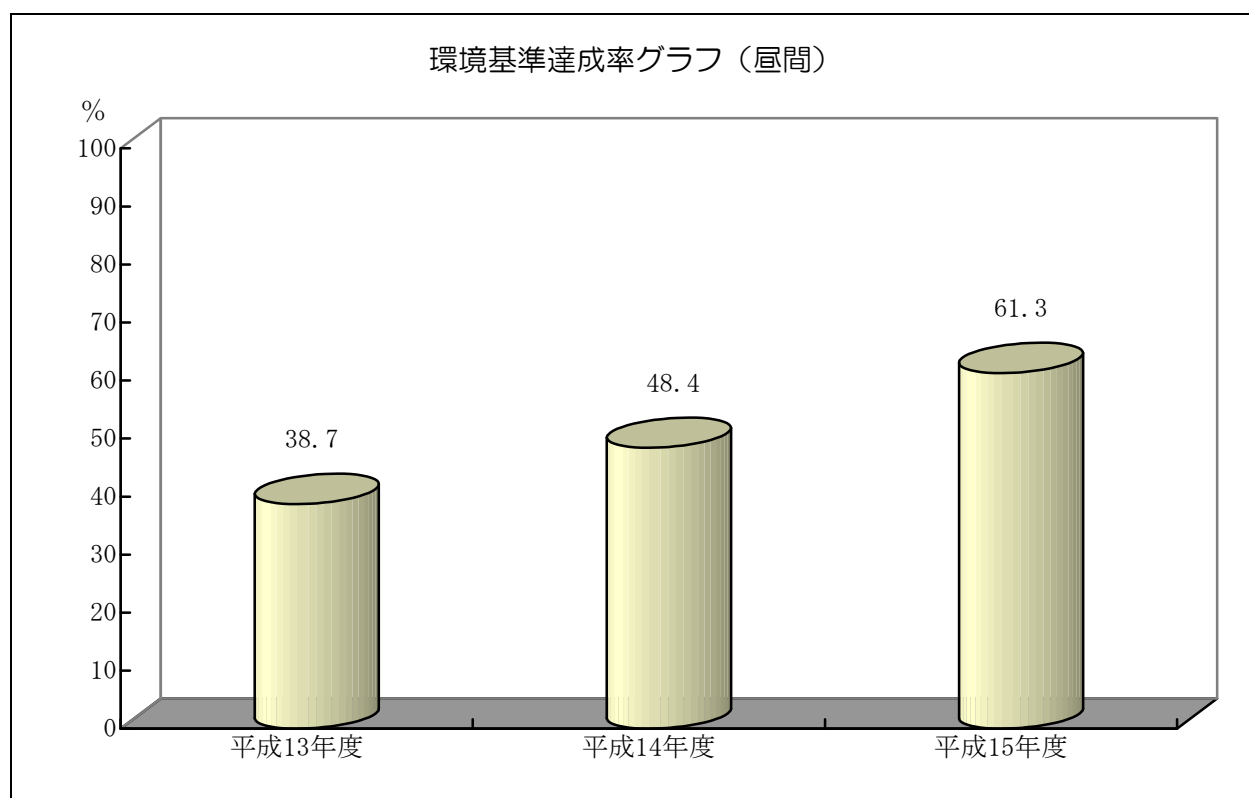
実 数		323		6		9
-----	--	-----	--	---	--	---

1 3. 騒音測定における環境基準達成状況

昼間

(単位：地点)

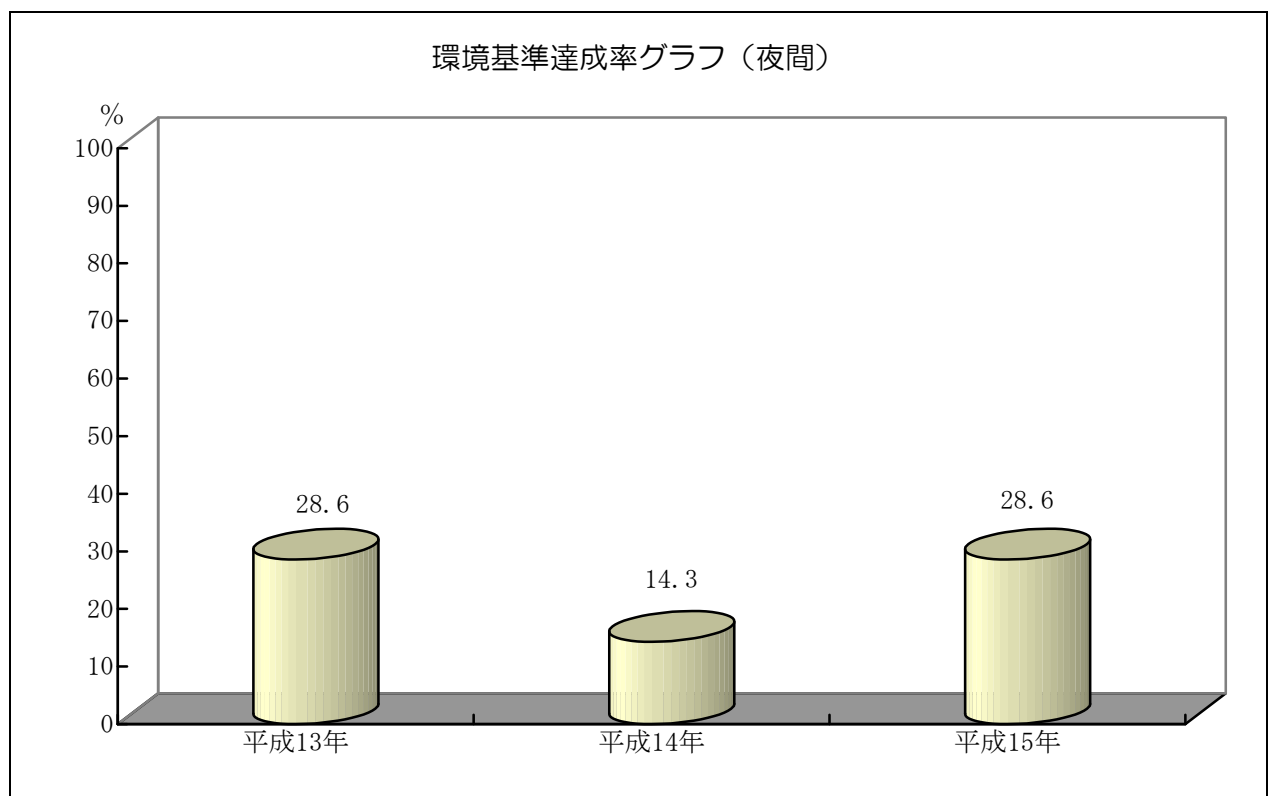
年度 類型		平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年
A	第一種低層住居専用	2/5	2/5	4/5
	第二種低層住居専用	1/2	2/2	2/2
	第一種中高層住居専用	1/2	2/2	1/2
B	第一種住居	6/13	6/13	10/13
C	近隣商業	1/4	2/4	1/4
	商業	0/2	0/2	0/2
	準工業	1/2	1/2	1/2
	工業	0/1	0/1	0/1
合 計		12/31 (38.7%)	15/31 (48.4%)	19/31 (61.3%)



夜間

(単位：地点)

年度 類型		平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年
A	第一種低層住居専用	1／1	1／1	1／1
B	第一種住居	1／4	0／4	1／4
C	商業	0／1	0／1	0／1
	工業	0／1	0／1	0／1
合 計		2／7 (28.6%)	1／7 (14.3%)	2／7 (28.6%)



16. 騒音に係る環境規準

適用地域 … 亀岡市の区域のうち、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる用途地域（工業専用地域を除く）として定められた区域。

一般地域

地域の類型	基準値	
	昼間（6 時から 22 時）	夜間（22 時から 6 時）
A 及び B	55dB 以下	45dB 以下
C	60dB 以下	50dB 以下

道路に面する地域

地域の区分	基準値	
	昼間（6 時から 22 時）	夜間（22 時から 6 時）
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB 以下	55dB 以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65dB 以下	60dB 以下
幹線交通を担う道路に近接する空間	70dB 以下	65dB 以下

※ 幹線交通を担う道路に近接する空間とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び 4 車線以上の車線を有する市町村道並びに自動車専用道路に面する地域のうち、2 車線以下の車線を有する道路にあたっては、道路端から 15m、2 車線を超える車線を有する道路にあつては、道路端から 20m までの範囲をいう。

地域の類型

地域の類型	該当地域
A	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域及び第 2 種中高層住居専用地域
B	第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域
C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

17. 騒音規制法に基づく規制規準等

規制地域 … 亀岡市の区域のうち、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる用途地域（工業専用地域を除く）として定められた区域。

特定工場等において発生する騒音の規制規準

時間帯		第 1 種区域	第 2 種区域	第 3 種区域	第 4 種区域
昼間	午前 8 時～午後 6 時	45dB	50dB	65dB	70dB
朝・夕	午前 6 時～午前 8 時	40dB	45dB	55dB	60dB
	午後 6 時～午後 10 時				
夜間	午後 10 時～午前 6 時	40dB	40dB	50dB	55dB

※ 1) 区域の区分は以下のとおり

第 1 種区域：第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域

第 2 種区域：第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域

第 3 種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域

第 4 種区域：工業地域

2) 第 2 種区域、第 3 種区域及び第 4 種区域の区域内に所在する学校、保育所、病院及び診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの。図書館並びに特別養護老人ホームの敷地の周囲 50 メートルの区域内における規制規準は、当該各欄に定める当該値から 5dB を減じた値（第 2 種区域にあつては夜間を除く。）。

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制規準

作業の種類	騒音の 大きさ	作業のできない時間		1 日あたりの作業時間		同一場所 における 作業時間	日曜休日 における 作業
		1 号区域	2 号区域	1 号区域	2 号区域		
くい打機を使用する作業	8. 5dB	午後 7 時 ～ 翌日 午前 7 時	午後 10 時 ～ 翌日 午前 6 時	10 時間	14 時間	連続 6 日	禁止
くい抜機を使用する作業							
くい打くい抜機を使用する作業							
びょう打機を使用する作業							
さく岩機を使用する作業							
空気圧縮機を使用する作業							
コンクリートプラントを設けて行う作業							
アスファルトプラントを設けて行う作業							
バックホウを使用する作業							
トラクターショベルを使用する作業							
ブルドーザーを使用する作業							

- ※ 1 第1号区域とは、規制地域のうち、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域並びにこれらの地域以外の規制地域のうち、学校、保育所、病院、診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの。図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲80メートルの区域内をいい、2号区域とは、規制地域のうち第1号区域以外の区域をいう。
- 2 環境大臣が指定するバックホウ、トラクターショベル及びブルドーザーを使用する作業を除く。
- 3 当該作業がその作業を開始した日に終わるものを除く。

自動車騒音に係る要請限度

区域の区分	基準値	
	昼間（6時から22時）	夜間（22時から6時）
a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65dB 以下	55dB 以下
a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70dB 以下	65dB 以下
b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域 及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75dB 以下	70dB 以下
幹線交通を担う道路に近接する区域	75dB 以下	70dB 以下

- ※ 幹線交通を担う道路に近接する区域とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び4車線以上の車線を有する市町村道並びに自動車専用道路に面する地域のうち、2車線以下の車線を有する道路にあつては、道路端から15m、2車線を超える車線を有する道路にあつては、道路端から20mまでの範囲をいう。

区域の区分

区域の区分	該当地域
a	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域
b	第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域
c	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

18. 夜間営業等の騒音の制限

（「京都府環境を守り育てる条例」に基づく基準）

規制地域 … 亀岡市の区域のうち、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる用途地域（工業専用地域を除く）として定められた区域。

飲食店営業等及び作業の騒音の制限に係る音量規準（午後 10 時～翌日午前 6 時）

項 目	第 1 種区域	第 2 種区域	第 3 種区域
飲食店営業 喫茶店営業 専らカラオケ装置を使用させて営む営業	40dB	50dB	55dB
資材及び土砂その他これらに類するものを屋外で常時保管する場所においてクレーン・バックホウ等の機械を使用して行う作業	40dB	50dB	

※ 1) 区域の区分は以下のとおり

第 1 種区域：第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域及び知事が告示で指定する区域

第 2 種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び知事が告示で指定する区域

第 3 種区域：工業地域及び知事が告示で指定する区域

2) 第 1 種区域で飲食店営業等を営むものは、午後 11 時～翌日午前 6 時までの間、カラオケ装置、音響再生装置、拡声装置を使用してはならない。ただし、音が外部に漏れない構造の店には、この使用制限は適用しない。

3) 測定場所は敷地境界線とする。敷地境界線上での測定が適当でない場合は敷地境界線以遠の適切な地点において測定するものとする。

19. 商業宣伝を目的とした拡声機の使用の制限

(「京都府環境を守り育てる条例」に基づく基準)

時間帯	第1種区域	第2種区域	第3種区域	第4種区域
午前8時～午後6時	55dB	60dB	75dB	80dB
午後6時～午後8時	50dB	55dB	65dB	70dB

※ 1) 区域の区分は以下のとおり

第1種区域：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域

第2種区域：第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、
第2種住居地域、準住居地域、用途地域として定められていない区域

第3種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域

第4種区域：工業地域、工業専用地域

2) 測定場所は、拡声機の直下の地点から10mの地点とする。

3) 遵守事項

i) 午後8時から翌日の午前8時までの間においては、拡声機を使用しないこと（飲食物の販売を目的とする移動式の店舗により移動して一時的に拡声機を使用する場合であって、周辺の人の健康又は生活環境に係る被害を生じるおそれがないときを除く。）。

ii) 幅員4m未満の道路においては、拡声機を使用しないこと。

iii) 地上10m以上の位置で拡声機を使用しないこと。

iv) 同一場所において拡声機を使用する場合は、毎時15分以上の休止時間をおくこと。

v) 50m以内の距離で同一の営業者が2以上の拡声機により内容を異にする放送を同時に行わないこと。

14. 環境騒音測定結果

昼間

測定地点番号	地域の類型	用途地域	指定地点所在地	測定年月日	測定時間	騒音レベル				主たる音源	環境基準適否
						L05	L50	L95	Leq		
1	B	第一住居	千代川町今津1丁目8-16	H16.2.24	15:06	58	47	42	52.1	J R踏切りの警報音	○
2	B	第一住居	千代川町今津3丁目10-5	〃	15:19	62	44	38	54.8	自動車・歩行者	○
3	A	中高住専	大井町小金岐1丁目6	〃	15:46	56	43	37	51.6	自動車・歩行者	○
4	B	第一住居	大井町土田1丁目5-7	〃	14:47	54	43	40	51.0	自動車・生徒の話し声	○
5	C	準工業	大井町土田2丁目1	〃	14:10	68	61	55	63.4	自動車・歩行者	×
6	C	近隣商業	大井町並河1丁目1	〃	14:23	65	56	45	62.5	自動車・生徒の話し声	×
7	B	第一住居	大井町かすみヶ丘14-14	〃	14:33	54	41	39	50.0	自動車・歩行者	○
8	C	工業	大井町並河3丁目14-15	〃	13:55	65	59	57	61.1	工場・自動車	×
9	B	第一住居	大井町並河2丁目22-26	〃	13:42	53	47	44	49.8	自動車・歩行者	○
10	A	中高住専	北河原町2丁目	〃	13:28	65	53	49	58.8	自動車・J R・作業音	×
11	B	第一住居	余部町天神又46	〃	11:37	47	37	33	41.1	鳥の声	○
12	C	商業	安町5	〃	11:22	68	58	49	63.4	自動車・歩行者	×
13	C	商業	追分町大堀20-1	〃	9:53	68	60	55	62.4	自動車・歩行者	×

測定地点番号	地域の類型	用途地域	指定地点所在地	測定年月日	測定時間	騒音レベル				主たる音源	環境基準適否
						L05	L50	L95	Leq		
14	C	近隣商業	内丸町 26	H16. 2. 24	9:38	67	53	43	60.9	自動車・歩行者	×
15	B	第一住居	紺屋町 6-1	〃	9:26	66	54	50	63.0	自動車・歩行者。工場	×
16	C	準工業	古世町向嶋 16-1	〃	10:09	49	39	37	47.5	自動車・J R・鳥の声	○
17	B	第一住居	北古世町 1 丁目 10-1	〃	10:28	56	41	36	50.6	自動車・作業音	○
18	B	第一住居	三宅町野々神 1-1	〃	16:43	59	46	42	52.3	工場・自動車・J R	○
19	A	一低住専	篠町見晴 1 丁目 13-1	〃	17:46	54	39	33	52.3	自動車・シャッター音	○
20	C	近隣商業	古世町 2 丁目 4-1	〃	10:48	70	62	52	67.0	自動車・歩行者	×
21	B	第一住居	篠町広田 1 丁目 4-11	〃	16:58	53	39	33	48.8	自動車・歩行者	○
22	B	第一住居	篠町馬堀伊賀ノ辻 22	〃	17:12	59	42	36	55.2	自動車・歩行者	×
23	B	第一住居	曾我部町南条岩ヶ谷 1-57	〃	16:20	55	41	36	49.6	自動車・室外機之音	○
24	A	一低住専	西つつじヶ丘雲仙台 2 丁目 4	〃	11:02	51	38	34	49.0	自動車・作業音	○
25	A	一低住専	篠町広田 2 丁目 31	〃	18:46	50	44	41	48.8	自動車・自転車	○
26	A	二低住専	篠町野条馬場前	〃	18:18	50	44	42	48.6	自動車・子供の声	○
27	B	第一住居	篠町篠八幡裏	〃	18:00	69	55	46	61.7	自動車・自販機	×
28	A	一低住専	篠町広田 3 丁目 11	〃	18:58	48	38	35	46.7	自動車	○

測定地点番号	地域の類型	用途地域	指定地点所在地	測定年月日	測定時間	騒音レベル				主たる音源	環境基準適否
						L05	L50	L95	Leq		
29	A	二低住専	篠町森東垣内 1-42	H16. 2. 24	18:32	54	47	39	51.1	近隣道路の自動車	○
30	A	一低住専	南つつじヶ丘桜台 2 丁目 6	〃	19:14	70	55	44	63.2	自動車・歩行者	×
34	—	調整区域	吉川町穴川堂ノ前 8	〃	16:02	61	48	42	60.0	自動車・子供の声	—
35	—	〃	下矢田町東法楽寺 54-75	〃	9:11	49	38	35	46.6	犬の声・自動車	—
36	C	近隣商業	篠町馬堀駅前 1 丁目	〃	17:26	62	51	47	58.4	自動車・J R	○

夜間

測定地点番号	地域の類型	用途地域	指定地点所在地	測定年月日	測定時間	騒音レベル				主たる音源	環境基準適否
						L05	L50	L95	Leq		
8	C	工業	大井町並河 3 丁目 14-15	H16. 2. 24	23:48	60	57	56	58.2	工場・フォークリフト	×
9	B	第一住居	大井町並河 2 丁目 22-26	〃	23:35	50	42	39	46.3	近隣道路の自動車	×
12	C	商業	安町 5	〃	23:20	53	40	33	51.4	自動車・歩行者	×
15	B	第一住居	紺屋町 6-1	〃	23:07	62	44	42	57.9	自動車・室外機の音	×
23	B	第一住居	曾我部町南条岩ヶ谷 1-57	〃	0:15	42	37	35	38.6	室外機の音	○
24	A	一低住専	西つつじヶ丘雲仙台 2 丁目 4	〃	22:53	39	33	29	34.7	—	○
27	B	第一住居	篠町篠八幡裏	〃	22:33	65	49	41	57.7	自動車。自販機	×

15. 自動車交通騒音測定結果

昼間

測定地点番号	地域の類型	用途地域	指定地点所在地	測定年月日	測定時間	騒音レベル				主たる音源	環境基準適否
						L05	L50	L95	Leq		
31	B	準住居	千代川町千原2丁目2-6	H16.2.26	14:58	78	71	61	73.8	自動車	×
後背地		〃		〃	15:08	57	49	45	51.8	R9	×
32	C	近隣商業	篠町野条馬場30	〃	13:55	74	66	53	69.7	自動車	×
後背地		〃		〃	13:45	55	47	44	53.6	R9	○
33	C	商業	安町野々神11	〃	14:20	76	67	56	71.5	自動車	×
後背地		〃		〃	14:33	62	57	54	58.3	R9	×

夜間

測定地点番号	地域の類型	用途地域	指定地点所在地	測定年月日	測定時間	騒音レベル				主たる音源	環境基準適否
						L05	L50	L95	Leq		
31	B	準住居	千代川町千原2丁目2-6	H16.2.26	23:29	78	61	43	70.8	自動車	×
後背地		〃		〃	23:18	53	40	36	47.1	R9	×
32	C	近隣商業	篠町野条馬場30	〃	22:18	71	61	41	66.1	自動車	×
後背地		〃		〃	22:28	51	45	41	48.2	R9	×

測定地点番号	地域の 類 型	用途地域	指定地点所在地	測 定 年月日	測 定 時 間	騒音レベル				主たる音源	環境基 準適否
						L05	L50	L95	Leq		
33	C	商業	安町野々神 11	H16. 2. 26	22:45	74	67	49	68.8	自動車	×
後背地		〃		〃	22:58	55	47	40	51.0	R9	×

※ 昼間 6:00 ～ 22:00

夜間 22:00 ～ 6:00

第4章 振 動

20. 振動規制法に基づく特定施設届出状況

種 類 施設数	平成 13 年度までの累計		平成 14 年度		平成 15 年度	
	特定施設数	工場数	特定施設数	工場数	特定施設数	工場数
金 属 加 工 機 械	356	19	1	1	5	1
圧 縮 機	144	18	5	1	35	1
土石用破砕機等	—	—	—	—	—	—
コンクリートブロックM	73	6	—	—	—	—
織 機	2	2	—	—	—	—
木 材 加 工 機 械	7	6	—	—	—	—
印 刷 機 械	18	5	—	—	4	1
ゴム練用ロール機	—	—	—	—	—	—
合成樹脂用射出成形機	27	6	2	1	16	1
鋳 物 造 型 機	2	1	—	—	—	—
計	629	63	8	3	60	4

実 数		53		2		3
-----	--	----	--	---	--	---

21. 振動規正法に基づく特定建設作業の届出状況

種 類 年 度	平成 12 年	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年
くい打機等を使用する作業	2	—	—	—
鋼球を使用して破壊する作業	—	—	—	—
塗装版破壊機を使用する作業	—	—	—	—
ブレーカーを使用する作業	2	1	1	3
計	4	1	1	3

２２．京都府環境を守り育てる条例に基づく特定施設届出状況

種 類 年 度 施設数	平成 13 年度までの類型		平成 14 年度		平成 15 年度	
	特定施設数	工場数	特定施設数	工場数	特定施設数	工場数
金 属 加 工 機 械	164	24	—	—	—	—
粉 砕 機	99	10	—	—	14	1
ハッチャーフﾟラント	8	8	—	—	—	—
冷 凍 機	242	69	9	2	26	3
遠 心 分 離 機	1	1	—	—	—	—
ニューマチックハンマー	—	—	—	—	24	1
コルケートマシーン	—	—	—	—	—	—
原 石 切 断 機	4	1	—	—	—	—
計	518	113	9	2	64	5

実 数		110		2		4
-----	--	-----	--	---	--	---

23. 振動規制法に基づく規制基準等

規制地域 … 亀岡市の区域のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に掲げる用途地域（工業専用地域を除く）として定められた区域。

特定工場等において発生する振動の規制基準

時間帯		第1種区域	第2種区域
昼間	午前8時～午後7時	60dB	65dB
夜間	午後7時～午前8時	55dB	60dB

※ 1) 区域の区分は以下のとおり。

第1種区域：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域。

第2種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域

2) 学校、保育所、病院及び診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの。図書館並びに特別養護老人ホームの敷地の周囲50mの区域内における規制基準は、当該各欄に定める当該値から5dBを減じた値（第1種区域の夜間を除く。）。

特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準

作業の種類	振動の 大きさ	作業のできない時間		1日あたりの作業時間		同一場所 における 作業時間	日曜休日 における 作業
		1号区域	2号区域	1号区域	2号区域		
くい打機を使用する作業	75dB	午後7時 ～ 翌日 午前7時	午後10時 ～ 翌日 午前6時	10時間	14時間	連続 6日	禁止
くい抜機を使用する作業							
くい打くい抜機を使用する作業							
鋼球を使用して破壊する作業							
舗装版破砕機を使用する作業							
ブレーカーを使用する作業							

※ 1) 区域の区分は以下のとおり。

第1号区域：規制地域のうち、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域並びに工業地域のうち、学校、保育所、病院、診療所のうち患者を入院させるため施設を有するもの。図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲80mの区域内。

第2号区域：規制地域のうち、第1号区域以外の区域。

2) 当該作業がその作業を開始した日に終わるものを除く。

道路交通振動に係る要請限度

時間帯		第 1 種区域	第 2 種区域
昼間	午前 8 時～午後 7 時	65dB	70dB
夜間	午後 7 時～午前 8 時	60dB	65dB

※ 1) 区域の区分は以下のとおり。

第 1 種区域：第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域。

第 2 種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域

第5章 悪臭

24. 京都府環境を守り育てる条例に基づく届出状況

施 設 の 種 類	施設数
飼料、肥料又は「にかわ」の製造の用に供する施設で原料置き場	5
鶏10,000羽分以上のふんの処理の用に供する乾燥施設等	3
合 計	8

悪臭は人体に直接被害を及ぼすことは少ないのですが、心理的・感覚的な苦痛として間接的に被害を与えることがあります。

亀岡市における苦情件数のうち悪臭によるものが一番多くを占め、そのほとんどがごみ焼却時の臭気や畜産糞尿の臭気によるものです。

平成14年6月に亀岡市内のうち市街化区域が悪臭防止法に基づく規制地域に指定され、悪臭物質のアンモニアなど22の物質について濃度規制がされていますが、亀岡市においてはこの規制値を適用する事例は現在のところ発生していません。

25. 悪臭防止法による規制基準

① 敷地境界における規制基準

単位：ppm

特定悪臭物質の種類	許 容 限 度	
	A 地 域	B 地 域
ア ン モ ニ ア	1	5
メ チ ル メ ル カ プ タ ン	0.002	0.01
硫 化 水 素	0.02	0.2
硫 化 メ チ ル	0.01	0.2
二 硫 化 メ チ ル	0.009	0.1
ト リ メ チ ル ア ミ ン	0.005	0.07

特定悪臭物質の種類	許 容 限 度	
	A 地 域	B 地 域
アセトアルデヒド	0.05	0.5
プロピオンアルデヒド	0.05	0.5
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.08
イソブチルアルデヒド	0.02	0.2
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	0.05
イソバレルアルデヒド	0.003	0.01
イソブタノール	0.9	20
酢酸エチル	3	20
メチルイソブチルケトン	1	6
トルエン	10	60
スチレン	0.4	2
キシレン	1	5
プロピオン酸	0.03	0.2
ノルマル酪酸	0.001	0.006
ノルマル吉草酸	0.0009	0.004
イソ吉草酸	0.001	0.01

備考 1 A地域とは、規制地域のうちB地域以外の区域をいう。

2 B地域とは、規制地域のうち農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条の規定により農業振興地域として指定された地域及び国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条の規定により森林地域として定められた地域（都市計画法第7条第2項に規定する市街化区域にあるものを除く。）をいう。

② 排出口における規制基準

①の規制基準の値を基礎として悪臭防止法施行規則第3条に規定する方法により算出して得た流量

③ 排出水に係る規制基準

①の規制基準の値を基礎として悪臭防止法施行規則第4条に規定する方法により算出して得た濃度

第6章 ダイオキシン

2 6. 大気中におけるダイオキシン調査結果

(単位：pg-TEQ/m³)

区分	調査地点	平均値	
		平成 14 年度	平成 15 年度
一般環境（測定局）	亀岡市	0.11	0.030
全国平均値		0.093	0.068

資料：京都府

2 7. 公共水域の水質におけるダイオキシン調査結果

(単位：pg-TEQ/ℓ)

区分	調査地点	平均値	
		平成 14 年度	平成 15 年度
河川	犬飼川並河橋	0.11	0.080
全国平均値		0.25	0.240

資料：京都府

28. 地下水質におけるダイオキシン調査結果

(単位：pg-TEQ/ℓ)

区分	調査地点	平均値	
		平成 14 年度	平成 15 年度
地下水	亀岡市	未測定	未測定
全国平均値		0.066	0.059

資料：京都府

29. 亀岡市ごみ焼却施設の排ガス中ダイオキシン類濃度

(平成 15 年度)

(単位：ng-TEQ/m³)

施設名	炉番号	炉規模 (t/日)	排ガス中 ダイオキシン濃度	法定基準
桜 塚 クリーンセンター	1	60	0.007	5
	2	60	0.0097	
	3	60	0.033	

*但し 1 日の運転は最大 2 炉で、炉規模については上限 120 t/日。

30. ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁

及び土壌の汚染に係る環境基準

媒 体	基 準 値
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
水質	1pg-TEQ/m ³ 以下
水底の底質	150pg-TEQ/m ³ 以下
土壌	1000pg-TEQ/m ³ 以下

- ※ 1) 大気の汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。
- 2) 水質の汚濁（水底の底質の汚染を除く。）に係る環境基準は、公共用水域および地下水について適用する。
- 3) 水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。
- 4) 土壌の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。
- 5) 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラジオキシンの毒性に換算した値とする。
- 6) 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。
- 7) 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

31. 廃棄物焼却炉におけるダイオキシン類の大気排出基準

(単位：ng-TEQ/m³)

特定施設の種類の種類			新設施設	既存施設		
				12. 1. 15 ～ 13. 1. 14	13. 1. 15 ～ 14. 11. 30	14. 12. 1～
廃棄物 焼却炉	焼却 能力	4,000kg/時間～	0.1	基準の適用を猶予	80	1
		2,000～4,000kg/時間	1			5
		～2,000kg/時間	5			10

第7章 空き地の雑草

3 2. 雑草パトロールの結果

調査日：平成 16 年 6 月 24 日

(単位：地点)

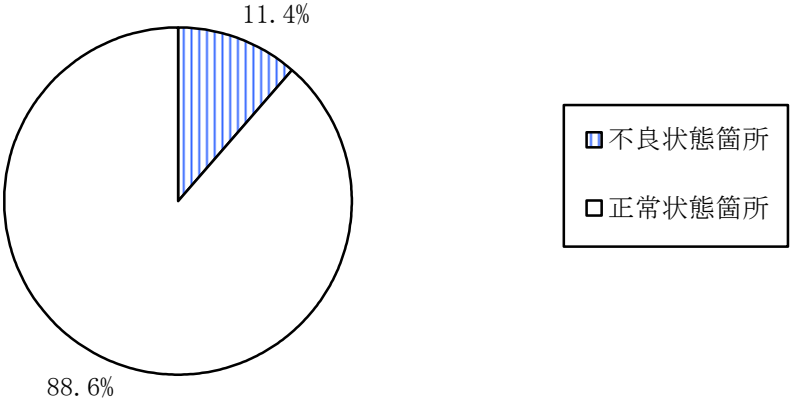
調査地区	調査箇所	不良状態箇所	未刈取率
亀岡地区	7	0	0.0 %
千代川町	9	0	0.0 %
大井町	5	1	20.0 %
曾我部町	10	4	40.0 %
篠町	63	0	0.0 %
東つつじヶ丘	137	19	51.4 %
西つつじヶ丘	8	1	12.5 %
南つつじヶ丘	35	6	17.1 %
合計	274	31	11.3 %

調査日：平成 16 年 12 月 11 日

(単位：地点)

調査地区	調査箇所	不良状態箇所	未刈取率
亀岡地区	7	1	14.3 %
千代川町	6	0	0.0 %
大井町	5	0	0.0 %
曾我部町	10	0	0.0 %
篠町	53	1	1.9 %
東つつじヶ丘	114	23	20.2 %
西つつじヶ丘	8	0	0.0 %
南つつじヶ丘	34	2	5.9 %
合計	237	27	11.4 %

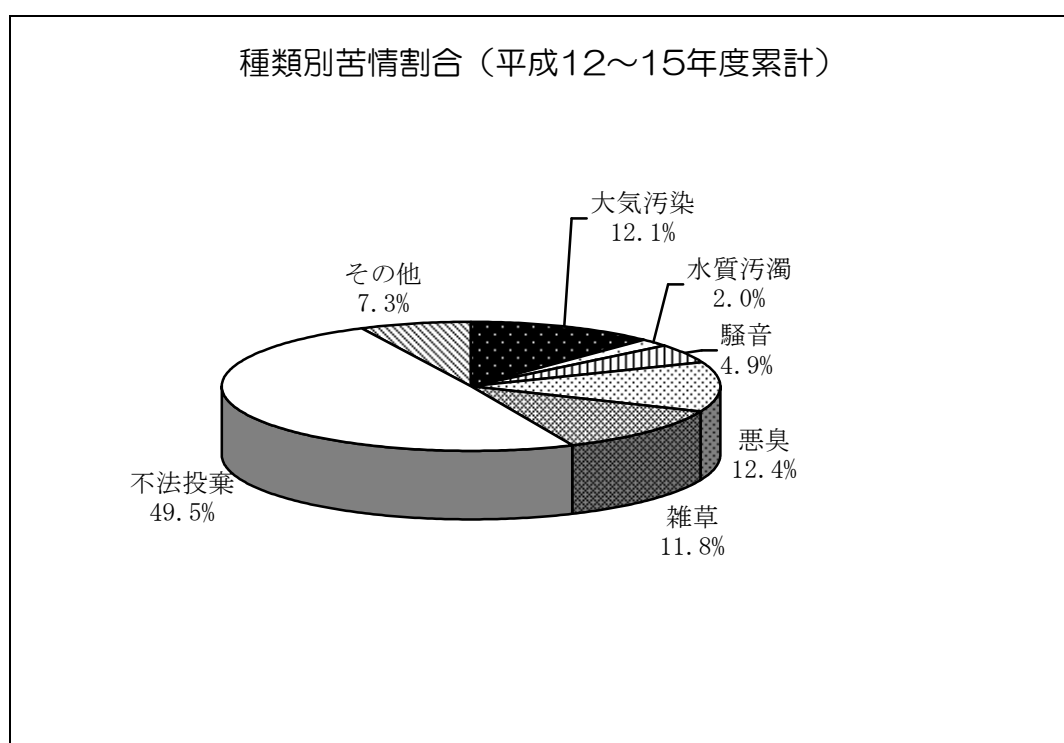
空き地の雑草調査結果グラフ



第8章 公害苦情状況

3.3. 年度別苦情件数

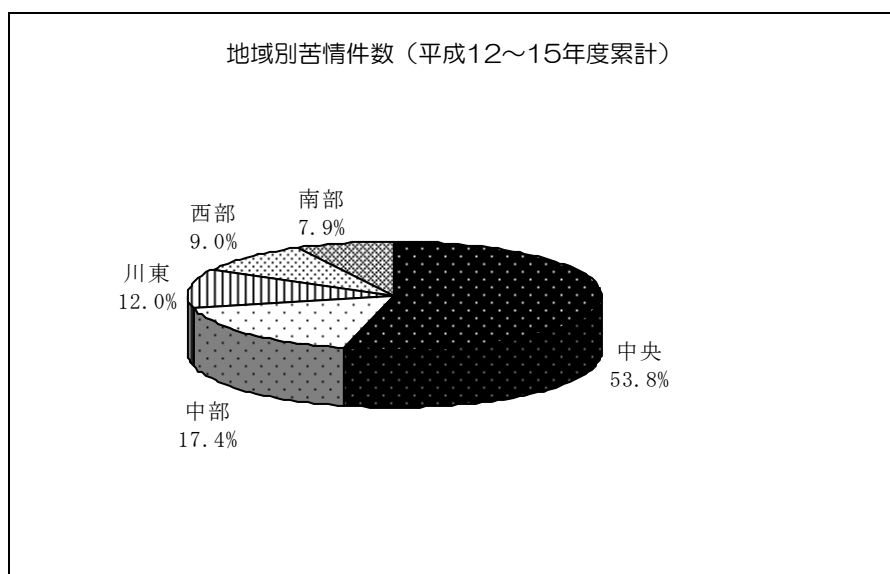
年度 種類	平成 12 年	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年	合計	構成比
大気汚染	17	28	21	23	89	12.1 %
水質汚濁	2	8	2	3	15	2.0 %
騒音	9	12	10	5	36	4.9 %
振動	0	0	0	0	0	0.0 %
悪臭	30	32	21	8	91	12.4 %
雑草	17	31	25	14	87	11.8 %
不法投棄	—	127	136	101	364	49.5 %
その他	23	10	16	5	54	7.3 %
計	98	248	231	159	736	100.0 %



3 4 . 地域別苦情件数

(単位：件)

地域 \ 年度		平成 12 年	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年	合計	構成比
中央	亀岡地区、篠、大井、千代川、東・西・南つつじヶ丘	49	142	138	67	396	53.8 %
中部	曾我部、吉川、蕨田野	16	34	42	36	128	17.4 %
川東	旭、馬路、千歳、河原林、保津	11	26	25	26	88	11.9 %
西部	本梅、畑野、宮前、東本梅	11	25	15	15	66	9.0 %
南部	東別院、西別院	11	21	11	15	58	7.9 %
合 計		98	248	231	159	736	100.0 %



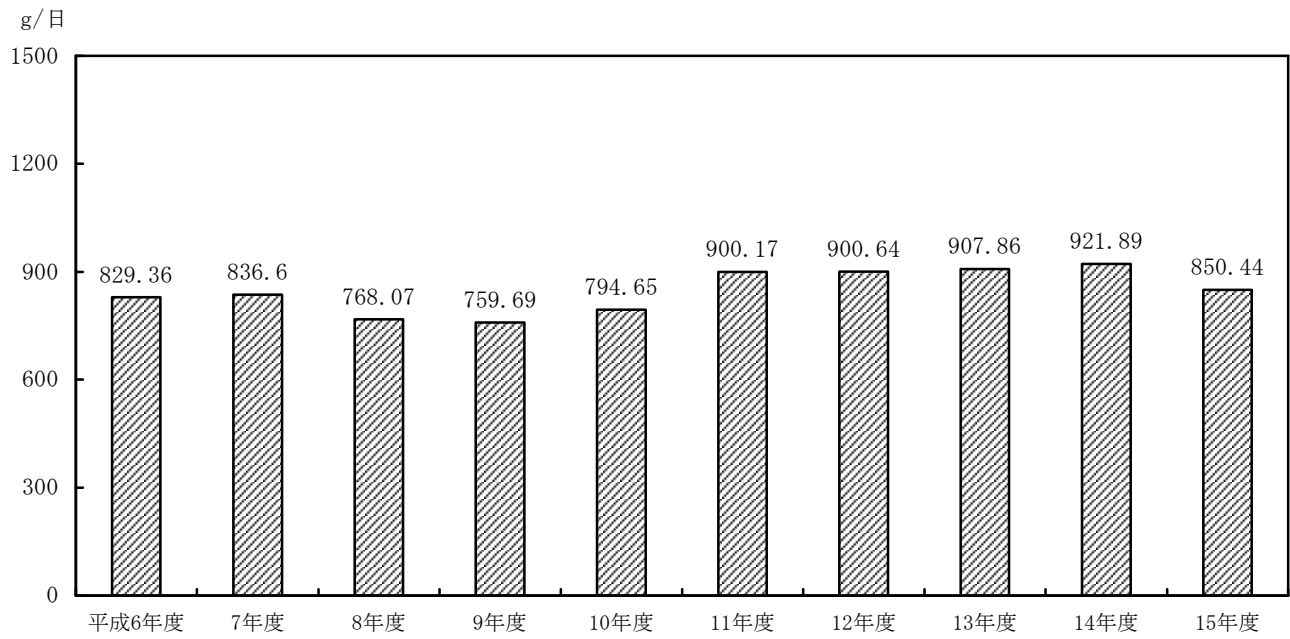
第9章 一般廃棄物の状況

35. ごみ排出量処理実績

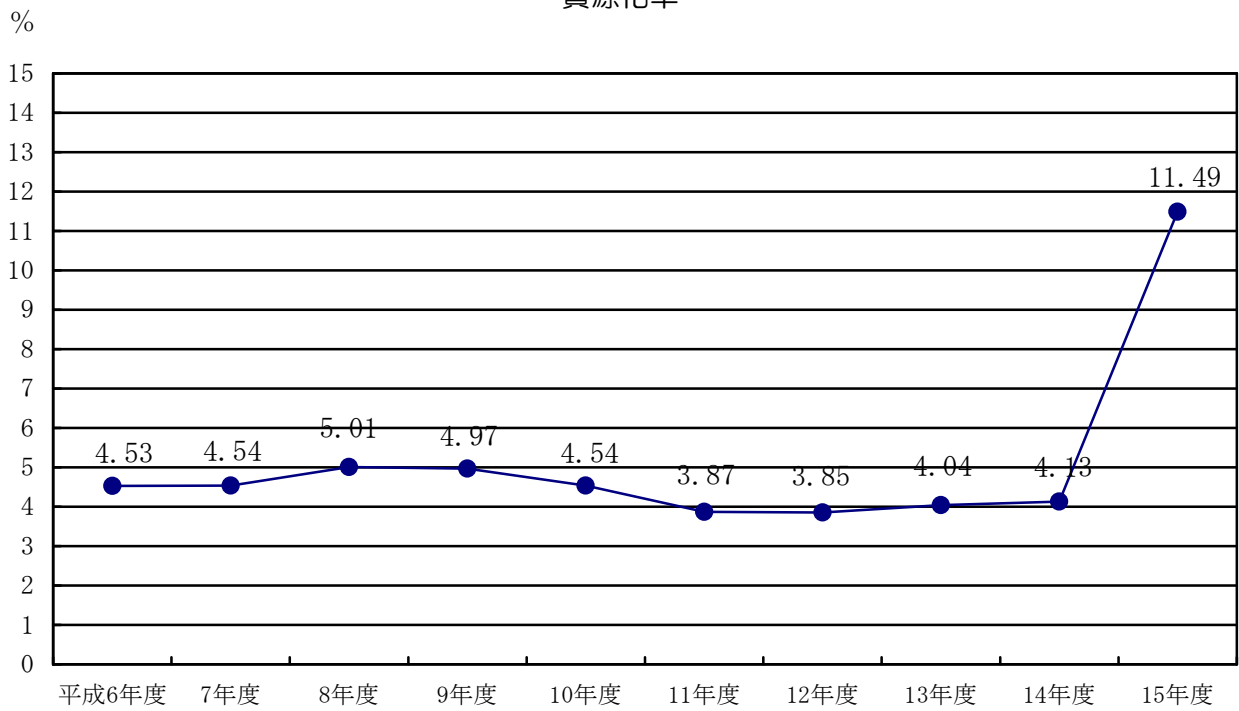
(単位：トン)

項目	年度									
	平成 6 年	平成 7 年	平成 8 年	平成 9 年	平成 10 年	平成 11 年	平成 12 年	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年
総排出量	27,950.98	28,533.18	26,476.04	26,270.85	27,658.92	31,397.96	31,522.91	31,699.04	32,136.87	29,640.95
可燃ごみ	19,468.51	20,287.25	20,990.44	21,344.02	23,582.40	27,087.23	27,039.36	27,406.05	27,246.99	25,884.11
	家庭系収集	15,509.18	15,935.80	16,602.25	17,159.66	18,433.46	19,064.29	19,008.82	19,170.65	17,736.36
	事業系持込	3,959.33	4,351.45	4,388.19	4,184.36	5,148.94	8,022.94	8,030.54	8,235.40	8,147.75
埋め立てごみ	7,183.90	6,781.50	4,007.57	3,461.68	2,735.55	3,009.22	3,171.88	2,908.73	3,501.00	2,167.24
	家庭系収集	1,862.70	1,792.30	1,920.34	1,855.06	2,032.31	2,171.12	2,350.23	2,203.99	1,521.46
	事業系持込	5,321.20	4,989.20	2,087.23	1,606.62	703.24	838.10	821.65	704.74	645.78
資源ごみ	1,259.2	1,287.5	1,321.58	1,296.14	1,248.35	1,207.12	1,209.94	1,273.33	1,266.41	1,348.69
	カン	—	—	—	432.70	402.93	373.91	366.56	335.35	334.69
	ビン	—	—	—	863.44	845.42	833.21	830.39	906.31	935.51
	ペットボトル	—	—	—	—	—	—	12.99	31.67	78.49
可燃性粗大ごみ	33.32	170.44	150.53	160.38	85.23	87.42	97.73	102.78	115.89	228.18
乾電池	6.05	6.49	5.92	8.63	7.39	6.97	3.30	8.15	6.58	12.73

1人1日当たりごみ排出量



資源化率



第10章 用語集

35. 大気関係

■二酸化硫黄	主に化石燃料中の石炭や石油を燃焼させることにより生じ、四日市ぜんそくなどの原因物質および酸性雨の原因物質として知られている。
■二酸化窒素	主に化石燃料の燃焼に伴って発生し、工場のボイラーなどや自動車などが発生源である。酸性雨や光化学大気汚染の原因物質であるだけでなく、高濃度になると呼吸器に影響を与える。
■光化学オキシダント	工場や自動車から排出される炭化水素や窒素酸化物などが、太陽光線の作用によって化学反応を起こしてつくられる強い酸化力を持った物質。光化学スモッグの主成分となる。 全国ほとんどの地域で環境基準を超えている。
■浮遊粒子状物質	大気中に浮遊する粒子状の物質のうち粒径が $10\mu\text{m}$ 以下のもの。大気汚染の重要な一因であり、視力の低下、有害物質の直接吸引などにより呼吸器に影響を及ぼす。 発生源は、工場などから排出されるばいじんやディーゼル車の排出ガス、それに NO_x 、 SO_x といったガス状物質が大気中で化学反応を起こしたもの、土ぼこりや海水が飛び散り発生するものがある。

36. 水質関係

■環境基準	健康保護と生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準として、物質の濃度や音に大きさというような数値で定められるもの。この基準は、公害対策を進めていく上での行政上の目標として定められるもので、ここまでは汚染してもよいとか、これを超えると直ちに被害が生じるといった意味で定められるものではない。
■BOD・COD	いずれも水の有機性物質による汚濁の度合いを示す指標で、工場の排水測定等に用いられるBODは、水中の有機物質が微生物によって無機化あるいはガス化されるときに必要な酸素量をいい、CODは水中の有機物質を酸化するのに必要な過マンガン酸カリウム等の酸化剤の量から求める。単位はどちらも mg/l で表し、この数値が大きいほど水中に有機物が多く汚濁していることを示す。 公共用水域の測定に際して、河川についてはBODが、湖沼や海についてはCODが用いられる。

■pH	溶液中の水素イオンの濃度をいい、pH＝7が中性、これより小さい数値が酸性、大きい数値がアルカリ性であり、特殊な例（温泉など）を除いて河川水等の表流水は中性付近のpH値を示す。
■DO（溶存酸素量）	水中に溶けている酸素量で、きれいな水ほど飽和に近い量が含まれる。ゼロになると腐敗が始まり悪臭が発生する。水温20℃で飽和値は9.17mg/ℓ。
■SS（浮遊物質）	水に溶けず浮遊している2mm以下の物質。水の濁りの原因となり、魚類のえらをふさいでへい死させたり、日光透過を悪化させ水中の植物の光合成を妨げたりする。含有量の多い水は飲料水として不適である。
■大腸菌群数	乳糖を分解して酸とガスを生成する細菌群の総称であり、真性の大腸菌以外に数種の菌を含んでいる。大腸菌群が水中において検出されるということは、その水が人や動物のし尿等により汚染されていることや、病原細菌が存在している可能性があることを示す。
■総窒素・総リン	水中に含まれる有機性、無機性の窒素化合物とリン化合物の総量。数値が大きいと富栄養化の原因になる。
■陰イオン界面活性剤	陰イオン表面活性剤などともいう。界面活性剤の中で、水に溶かすと電離して界面活性を示す部分が陰イオンとなるものをいう。水溶液としたとき、洗浄、湿潤、乳化、起泡、可溶化、分散などの活性を示す。各種石けんや洗剤として古くから利用され、硫酸エステル塩やスルホン酸塩類などその種類も多く、各種工業にも使われている。排水中に混入すると泡立ちを生じ、水質汚濁の原因をつくる。
■公共用水域	河川、湖沼、港湾、沿岸海域、その他の公共の用に供される水域およびこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路、その他の公共の用に供される水路をいう。ただし、下水道法で定められている公共下水道及び流域下水道であって、終末処理場を設置しているものは除かれる。

37. 騒音関係

■特定施設	大気汚染防止法や水質汚濁防止法、廃棄物処理法などの政令で定める 有害物質を排出し、生活環境を阻害するおそれのある施設で、政令により指定された施設のことをさす。
■特定建設作業	騒音規制法・振動規制法の中の用語で、「建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音・振動を発生する作業であって政令で定めるもの」をいう。作業実施の7日前までに届け出が必要である。
■環境騒音	観測する場所における総合された騒音であり、ある場所における特定の音源だけでなく、不特定多数の暗騒音が混じっている騒音をいう。

38. ダイオキシン関係

■ダイオキシン	有機塩素化合物の中で、構造や毒性等の性質がよく似ているポリ塩化ジベルゾパラジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラウ及びコプラナーPCBを総称してダイオキシン類という。 塩素を含む物質を燃焼させたときなどに発生し、食物連鎖などにより体内に蓄積されると甲状腺機能の低下、生殖機能・遺伝子への悪影響、発がん性、内臓障害などが心配される。 毒性を表すときは、もっとも毒性の強い2・3・7・8-四塩化ジベンゾパラジオキシンを1とした係数（TEF）により換算し、それを積算した毒性等量（TEQ）とする。
---------	---

平成 1 6 年度版 亀岡市環境白書データ集

平成 1 7 年 3 月発行

編集・発行 亀岡市環境市民部環境政策課

〒621-0851 亀岡市安町野々神 8 番地

T E L 0 7 7 1 - 2 5 - 5 0 2 3

F A X 0 7 7 1 - 2 2 - 3 8 0 9

URL <http://www.city.kameoka.kyoto.jp>

E-mail office@city.kameoka.kyoto.jp
